

令和7年度

大分県立別府支援学校

危機管理マニュアル

目 次

I	はじめに	
1	本校の位置、津波・火山噴火ハザードマップ	… P 1～6
2	防災備蓄品一覧	… P 7～8
II	危機管理マニュアル	
1	危機管理の基本方針	… P 9
2	緊急事態への基本的な考え	… P 9
3	想定される非常事態	… P 10
(1)	自然災害	… P 10
①	津波	… P 10
②	地震	… P 10～11
③	火山噴火	… P 12～17
④	台風、集中豪雨、降雪など	… P 18～19
⑤	緊急時の引き渡しと安否確認	… P 20～25
⑥	災害時の緊急連絡について	… P 26～27
(2)	火災	… P 28～29
(3)	緊急捜索	… P 30～31
(4)	不審者対策	… P 32～33
(5)	保健関係	… P 34
①	給食（食物アレルギー対応、異物混入時の緊急対応等）	… P 34～36
②	疾病・事故発生時の連絡・報告等	… P 37～41
③	フッ化物洗口実施マニュアル	… P 42～44
④	学校における感染症対策について	… P 45～47
⑤	学校における新型コロナウイルス感染症対策について	… P 48
⑥	学校での与薬について	… P 49
⑦	災害時対応（保健関係）について	… P 50～53
⑧	熱中症予防のポイント	… P 54～56
(6)	スクールバスの利用について	… P 57～58
(7)	学校のプールの安全管理について	… P 59
(8)	学校いじめ防止対策基本方針	… P 60～66
(9)	交通安全・交通事故対応	… P 67～68
(10)	弾道ミサイル発射時の対応	… P 69

I はじめに

1 本校の位置

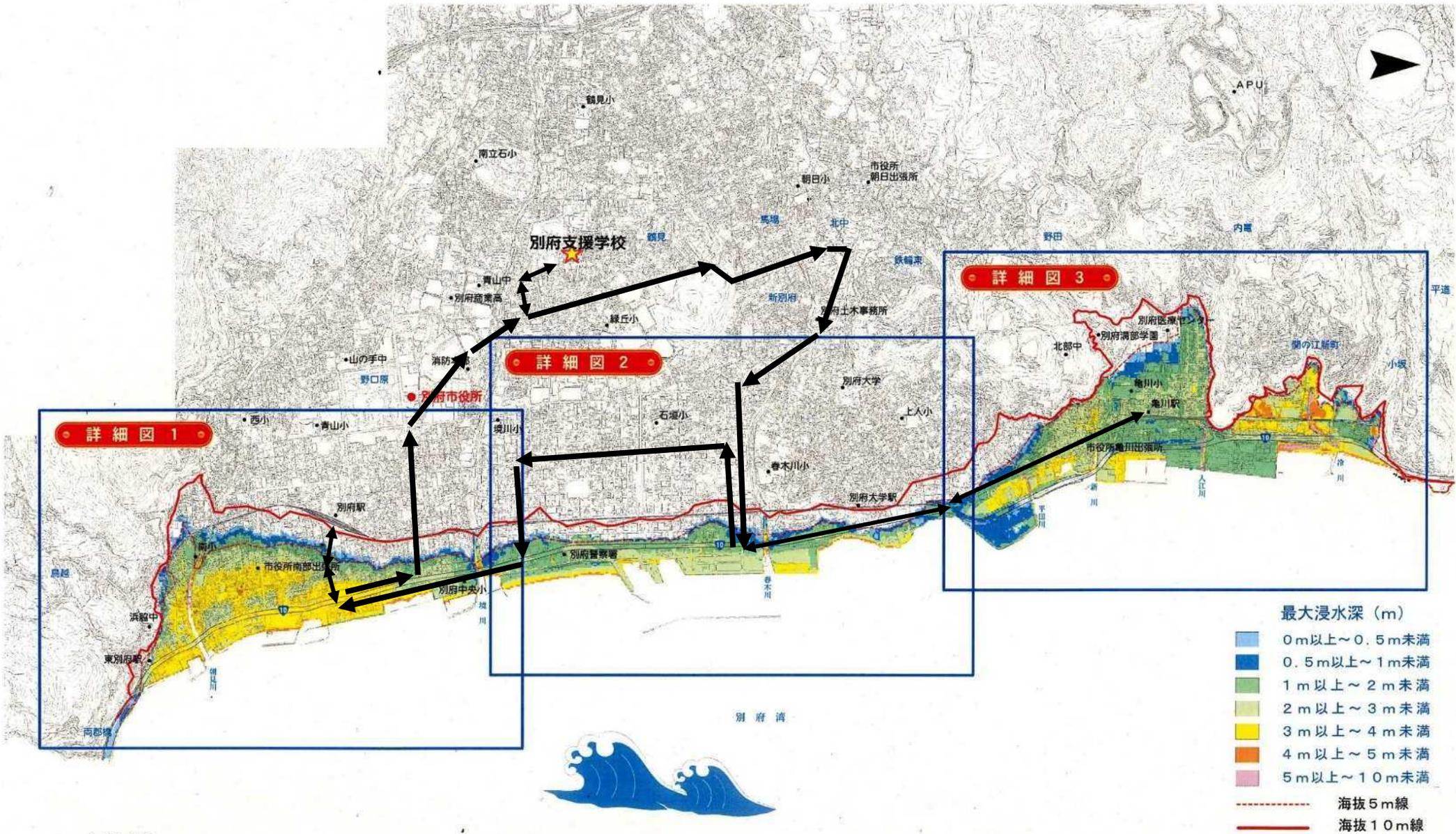
北緯33度、統計131度の海拔126メートルに位置する、別府市内の火山麓扇状地の中腹にある学校である。背後には伽藍岳や鶴見岳とする活火山があり、前面には別府湾が広がる。鶴見岳からは直線にして約5キロ、別府湾からは直線にして約2.4キロである。



● 津波浸水予測図 (全体図) ●

津波ハザードマップ

● 下記の浸水予測図は、浸水域と浸水深が最も大きくなる別府湾の活断層型地震の場合を記載しています。



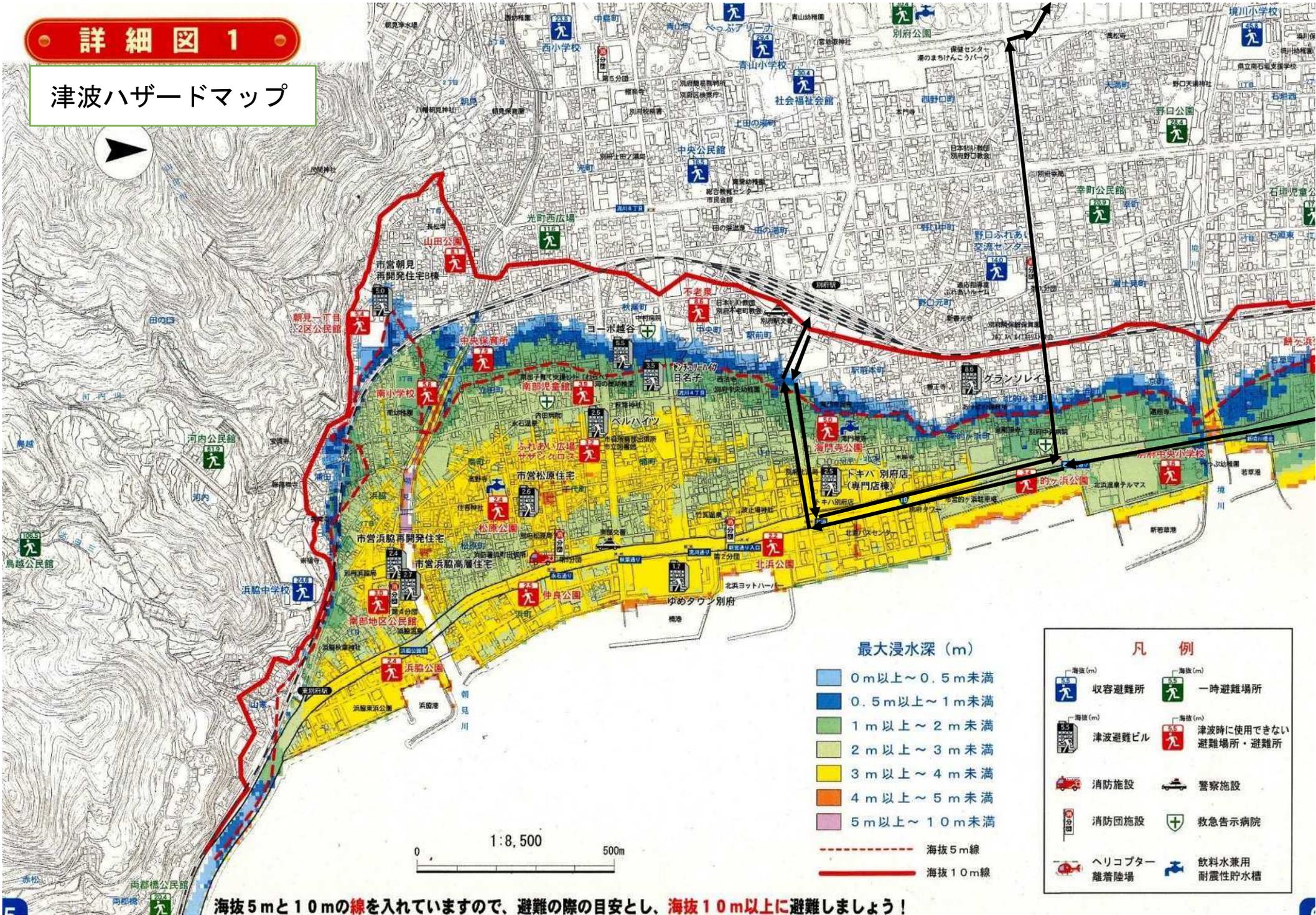
1:27,000
0 0.5 1km

海拔5mと10mの線を入れていきますので、避難の際の目安とし、**海拔10m以上に避難しましょう!**

浸水域と浸水深は大分県津波浸水予測調査結果(平成25年1月)に基づく

詳細図 1

津波ハザードマップ



海拔5mと10mの線を入れていますので、避難の際の目安とし、**海拔10m以上に避難しましょう!**

詳細図 2

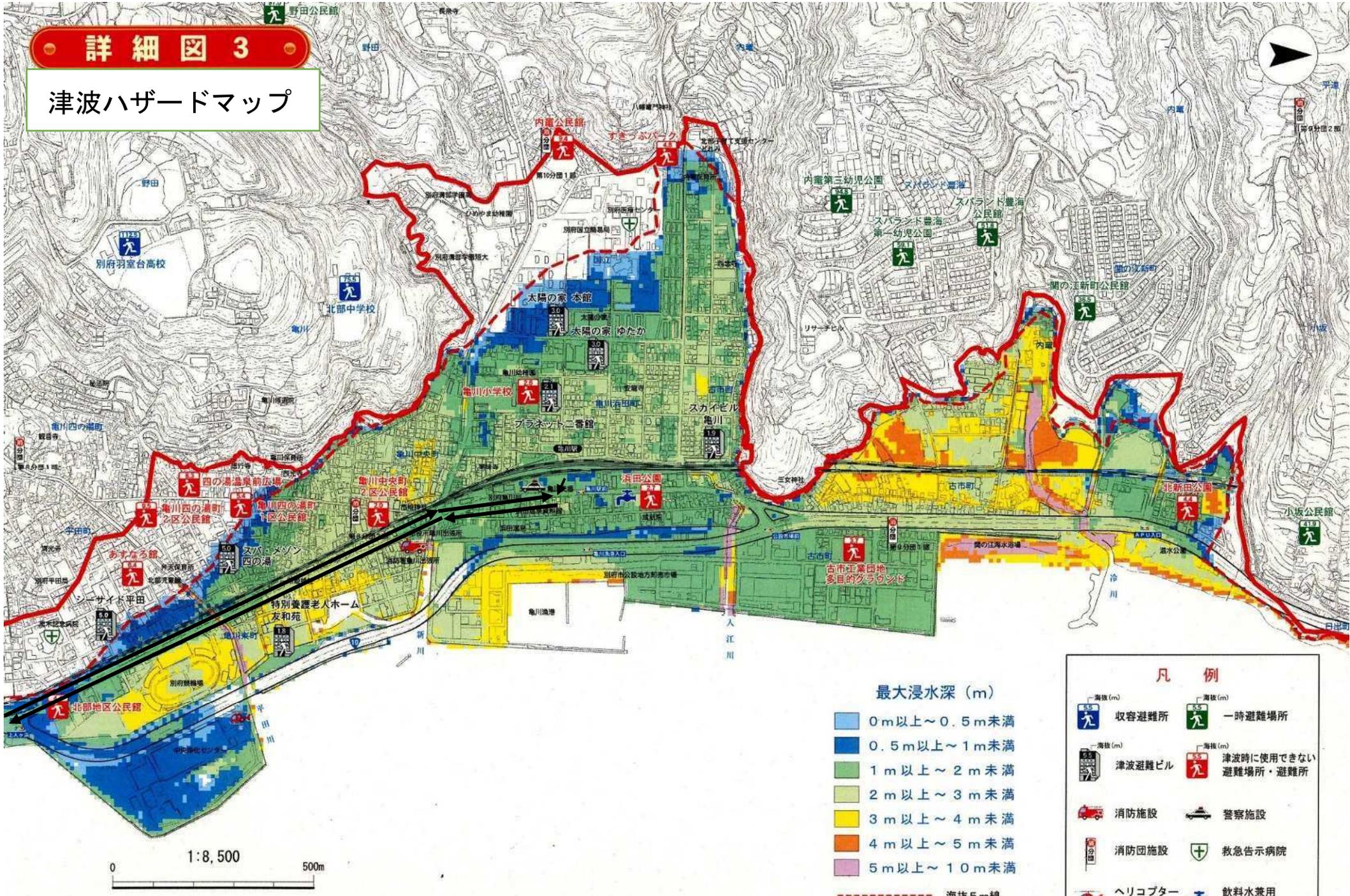
津波ハザードマップ



7 海拔5mと10mの線を入れていますので、避難の際の目安とし、**海拔10m以上に避難しましょう!**

詳細図 3

津波ハザードマップ



最大浸水深 (m)

- 0m以上～0.5m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 1m以上～2m未満
- 2m以上～3m未満
- 3m以上～4m未満
- 4m以上～5m未満
- 5m以上～10m未満
- 海拔5m線
- 海拔10m線

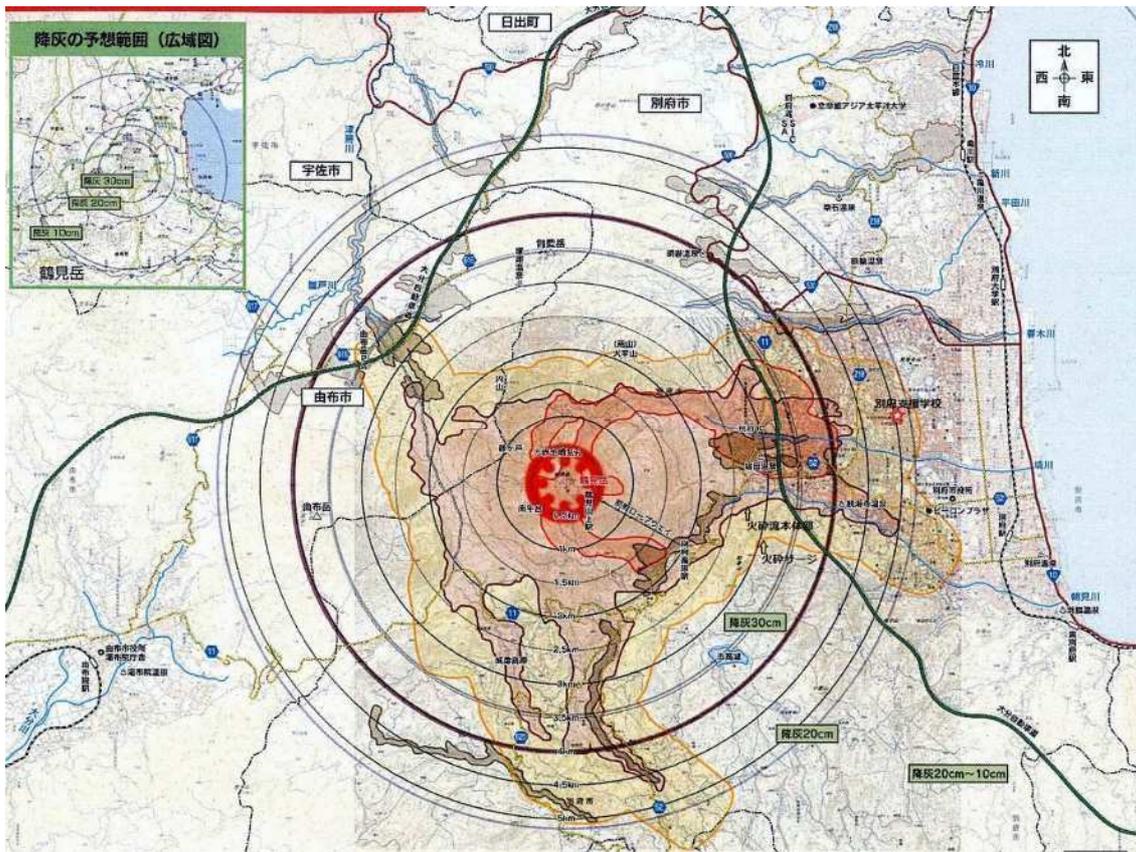
凡例

- | | |
|--|--|
|  収容避難所 |  一時避難場所 |
|  津波避難ビル |  津波時に使用できない避難場所・避難所 |
|  消防施設 |  警察施設 |
|  消防団施設 |  救急告示病院 |
|  ヘリコプター離着陸場 |  飲料水兼用耐震性貯水槽 |

海拔5mと10mの線を入れていますので、避難の際の目安とし、**海拔10m以上に避難しましょう!**

火山噴火ハザードマップ

- ・鶴見岳が噴火した場合・・・火砕サージ、20cm以上の降灰等の影響が考えられる。



- ・伽藍岳が噴火した場合・・・10cm以上の降灰等の影響が考えられる。



2 防災備蓄品一覧（令和7年4月現在）

品名	用途	保管場所	個数・分量
さすまた	対不審者用	職員室・寄宿舎・小学部棟	3
発電機（インバータ式）	非常時用	寄宿舎棟玄関	1
ガソリン・オイル（携行缶）	非常時用	プール棟ボイラー室	1
手回し携帯ラジオ	非常時用	本部ボックス内	1
拡声器	常用・非常時用	職員室・校長室・各学部棟	4
折畳み椅子型担架 （トランスポート・チェア）	非常時用	シェルター内棚	1
AED	非常時用	小学部棟、ランチルーム横、正面玄関横	3台
吸引器等電源用シガーライターコード	非常時用	医ケアルーム	2セット
マスク	非常時用	シェルター内棚①	570枚
生活用水 500 ml	非常時用	シェルター内棚①	25本
卓上ガスコンロ	非常時用	シェルター内棚①	4台
卓上ガスコンロボンベ	非常時用 (2026.5)	シェルター内棚①	15本
作業用ゴム手袋	非常時用	シェルター内棚①	20組
ろうそく	非常時用	シェルター内棚①	1箱
生活用水 20	非常時用	シェルター内棚①②	6本× 20箱
紙コップ	非常時用	シェルター内棚①	480個
白ご飯	非常時用 (2027.1)	シェルター内棚②	25食
五目ごはん	非常時用 (2027.1)	シェルター内棚②	25食
わかめごはん	非常時用 (2027.1)	シェルター内棚②	25食
ドライカレー	非常時用 (2027.1)	シェルター内棚②	25食

えびピラフ	非常時用 (2027.1)	シェルター内棚②	25食
アクアサニター	非常時用	シェルター内棚②③	20箱
アルミブランケット	非常時用	シェルター内棚③	25枚
ウェットティッシュ	非常時用	シェルター内棚③	24セット
簡易トイレ凝固剤	非常時用	シェルター内棚③	550個
毛布	非常時用	シェルター内棚⑤	12枚
トイレセット	福祉避難所用	シェルター内棚⑤	1セット
トイレ真空パック	福祉避難所用	シェルター内棚⑤	50セット
簡易間仕切り	福祉避難所用	寄宿舍棟1階階段下倉庫	20セット
段ボールベッド	福祉避難所用	寄宿舍棟1階階段下倉庫	20セット

※医薬品については、児童生徒の服薬管理を保健室(保健部)が行っているため、学校では最低限の応急セットを保健室で用意している。

※児童生徒の非常時個人持ち出し袋の保管をしている。

II 危機管理マニュアル

1 危機管理の基本方針

児童生徒の生命と安全の確保のために、日頃から役割分担・連絡体制などを整え、有事に備える。

2 緊急事態への基本的な考え（担当業務）

【緊急事態発生直後】

- ・救助要請及び該当児童への対応、他の児童生徒の見守り等の役割分担
 - 役割分担がある場合はそれに従って行動。その他の場合は学年・学部を中心に教職員全員が協力。

- ・対応本部設置（情報収集、状況分析、組織設置）
 - 対応すべき内容により、管理職、養護教諭、学部主事、保健主任、生徒指導主任、防災担当、バス係、該当担任などをメンバーとして招集する。

【連絡】

- ・消防署・警察署・JR・バス会社 → 管理職又は生徒指導部
但し、緊急を要する場合は養護教諭・担任等も可
- ・スクールバス → 生徒指導部(バス係)又は管理職
- ・保護者 → 原則、担任
- ・病院 → 原則、養護教諭、担任
- ・教育委員会 → 管理職

【事後対応】

- ・児童生徒 → 原則、担任。状況により県教委派遣のスクールカウンセラー等と共同しながら対応
- ・保護者 → 原則、担任。但し、状況により管理職
- ・教育委員会 → 管理職
- ・外部機関 → 管理職
- ・マスコミ → 管理職

3 想定される非常事態

(1) 自然災害

- ①津波
- ②地震
- ③火山噴火
- ④台風、集中豪雨、降雪など
- ⑤緊急時の引き渡しと安否確認
- ⑥災害時の緊急連絡について

(2) 火災

- (3) 緊急捜索
- (4) 不審者対策
- (5) 保健関係（食物アレルギー、給食時の異物混入等）
- (6) スクールバス利用
- (7) 学校のプールの安全管理について
- (8) いじめ防止対策基本方針
- (9) 交通安全・交通事故対応

3 想定される非常事態

(1) 自然災害

東日本大震災発生以降、学校において災害時（地震・津波等）の児童生徒の安全確保について、国・県及び市において有識者による会議が開催されてきた。また、別府市では津波発生時の新たなハザードマップが発表されるなど各機関で災害時の体制に見直しが行われている。これらの状況から本校も緊急災害時について計画を策定していく。

①津波

想定する地震と津波の規模及び到達時間

南海トラフ（東南海）地震	M9クラス			
津波高	5m弱	到達時間	約85分	発生確率 60%以上
別府湾活断層型地震	M7クラス			
津波高	5.5m弱	到達時間	約25分	発生確率 ほぼ0%
周防灘活断層型地震	M7クラス			
津波高	約1.5m	到達時間	約85分	発生確率 2～4%

※ 海拔10m以上に20分以内で避難する必要がある

※ 別府市内はJRがおおよそ海拔10mラインであり、それより上に避難する。

※ 幸通りは海拔25m程度で、そこまで避難すれば危険性は少ない。

※ 学校は海拔110m地点にあり、在校時の津波は特に心配する必要はない。

②地震

激しい揺れで倒壊・火災が想定される。激しい揺れでスロープが崩壊し、階段を使用した避難も想定される。また、スクールバスは、亀川駅周辺～10号線～別府駅 この間を通行中に地震が起こった場合は危険である。

【憂慮すべき事項】

- ・ JRより海側の10号線沿い、特に亀川駅周辺が危険。
 - ・ 以下の点を考えると本校の生徒は避難が厳しいため、高いビルへの避難（津波避難）は最終的な手段とする。→ 二次災害を起こす危険性有り。
 - ・ エレベーターを使用せずに4階より上に避難することは困難な点。
 - ・ 近隣の高齢者が避難のため殺到し、混乱することが容易に予想される点。
 - ・ 津波が引いた後も水が残り、陸上からの救援が難しく、ヘリなどでの救助となる。その際、最悪の場合、一昼夜（20時間程度）水、食料、防寒用具の確保、トイレ等が困難になる点。
 - ・ 黒木記念病院（亀川の競輪場近辺）、別府中央病院（富士見通り）の避難依頼は断られる可能性が高い。地域も同様のことを考えており、本校の依頼は断られることが予想される。
 - ・ バス通行可能な道路は少ない事に加え、建物の崩壊、液状化によるマンホール等の隆起等が起こることが想定される。特に別府駅周辺や亀川駅周辺は通行不可能な道路が増えそうである。そうなるとう避難可能な大通りに車が殺到し、大渋滞が発生することが予想される。
 - ・ 学校への連絡は電話がパンクしてつながらない可能性が非常に高い。
- ※最悪のケースはバスが学校からの指示を待ち、危険箇所に留まり、渋滞に巻き込まれることである。また、保護者・児童生徒がバスを待ち、危険箇所に留まることも危険である。

震度5弱以上又は運転手及び添乗員が危険を感じる地震発生



【運転手】ラジオ、携帯の緊急災害情報で情報を収集するとともに学校に連絡。

【学校】TV、ラジオ、緊急災害情報で情報を収集するとともにバスへ連絡。

【保護者・児童生徒】

登校時 乗車前：保護者は児童生徒とともに安全な場所に避難する。

乗車後：児童生徒は学校で保護。保護者は安全な場所に避難し、状況が落ち着いたら、学校へ迎えに来る。

下校時 下車前：児童生徒は学校で保護。保護者は安全な場所に避難し、状況が落ち着いたら、学校へ迎えに来る。

下車後：保護者は児童生徒とともに安全な場所に避難する。

バスは渋滞が起こる前に判断を行い、バスで避難することを原則とする。



連絡がついた場合

・学校側の収集した情報とバスの現状をすりあわせ、避難するかどうか判断する。避難が必要な場合、現在地及び通行経路から避難経路を確認し、原則バスで学校に戻ってくるように指示する。

・渋滞等に巻きこまれ、歩いて避難する場合はJR日豊線より山側の避難所を目指す。緊急の場合のみ高いビルに避難する。

※情報が不足し、安全かどうかの判断が付かない場合は運行を中止し、学校に戻るよう指示を出す。

【保護者との連絡】

- ・学部・学年・担任を通して連絡を取る。
- ・災害用伝言ダイヤル171またはホームページに情報をアップする。



連絡がつかない場合

・運行を直ちに中止し、バスでJR日豊線より山側をまず目指し、最終的に学校を目指す。

・渋滞等に巻きこまれ、歩いて避難する場合はJR日豊線より山側の避難所を目指す。緊急の場合のみ高いビルに避難する。

【保護者との連絡】

- ・学部・学年・担任を通して連絡を取る。
- ・災害用伝言ダイヤル171またはホームページに情報をアップする。



全ての児童生徒の引き渡しは原則、学校で行う（緊急時引き渡しカード等で確認）

③火山噴火

【概要】

周辺地域の火山【鶴見岳・伽藍岳】鶴見岳・伽藍岳は、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」として定義された活火山である。本校は、直線距離にして鶴見岳山頂からは約5km、伽藍岳からは、約6.3kmの位置にある。

【火山の特徴と歴史】

別府市の背後、東西にのびる別府地溝内に、南北5kmにわたり溶岩ドーム群が連なり、鶴見岳はその最南端。鶴見岳山頂北側に噴気孔があり、また火山群北端の伽藍岳には強い噴気活動がある。

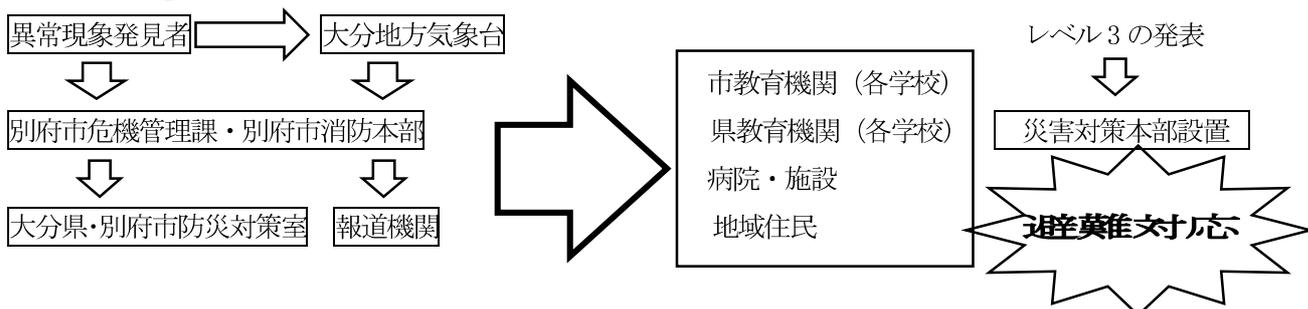
鶴見岳を構成する山体の大半はアカホヤ火山灰(約7300年前)に覆われ、アカホヤ火山灰の堆積以後に、鶴見岳を起源とする火山灰の噴出が起きているが、詳細な年代はわかっていない。

伽藍岳は、約1万5000年前より若干古い時代に生成し、「日本三代実録」に記録されている西暦867年の噴火が、伽藍岳のこの水蒸気噴火にあたる可能性が高い。伽藍岳の山頂部の径300mの円弧状の火口地形の内側では、1995年に新たな泥火山が生成するなど、現在でも活発な噴気活動が続いている。

・火山活動(▲は噴火年を示す) ※日本活火山総覧(第4版)(気象庁編、2013)による。

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲771(宝亀3)年	水蒸気噴火 (泥流)	7月9日。火砕物降下?泥流。噴火場所は伽藍岳。
▲867(貞観9)年	水蒸気噴火 (泥流)	2月28日。火砕物降下?泥流。噴火場所は伽藍岳。 鳴動、噴石、黒煙、降灰砂、川魚被害。
1949(昭和24)年	噴気	2月5日に発見された。鶴見岳山頂の北西約500mの標高1100m付近で面積約30㎡の楕円形内の多数の噴気孔から高さ約10mの白色噴気、噴気温度95℃。
1974~75 (昭和49~50)年	噴気	12月~翌年5月。1949年と同地点で噴気、高さ約100~150m、周囲に小噴石飛散。
1995(平成7)年	泥火山形成 噴気	7~11月。伽藍岳で泥火山の形成:伽藍岳の珪石採取場跡で泥火山が形成された。11月中旬頃には土手の高さ約1m、火口の長径約10m、短径約7m、深さ約4mの楕円状の泥火山となった。
1999(平成11)年	地震	12月20~21日。鶴見岳山頂の東約3km、深さ5km付近を震源とする地震増加:最大震度3(震度1以上37回)。
2011(平成23)年	地震	3月。東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、山体の西側及び東側4~5km付近の地震活動が一時的に増加。

【火山情報の伝達】



【噴火警報レベルと火山活動の状況】

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに 留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

【学校対応 (在校時)】【登下校時等の対応については「噴火警戒レベルに応じた避難対応」を確認】

- ・情報の確認と方針の決定 (【警報 (レベル2)】の時点で対応協議をおこなう)

警報レベル2…外部情報により下校時間や後日の学校活動、保護者への連絡対応など協議 (避難準備)

- ・対策本部設置…校長・教頭・事務長・生徒指導主任・防災担当者・各学部主事

警報レベル3…下校時間や後日の学校活動、保護者への連絡対応などを決定し実施

警報レベル4・5…噴火の状況 (情報収集) により、避難の可否を判断

避難指示 (事前避難) : 指定避難所へ (安否確認体制と外部への緊急連絡必須)

A : 緊急避難不可 : 校内緊急避難場所へ (校内図参照)

降灰情報、校内被災状況により、避難経路を決定し指示する

B : 緊急避難可能 : 二次避難所 (指定避難所) へ (安否確認体制と外部への緊急連絡必須)

【朝見川以南及び春木川以北の指定避難所】



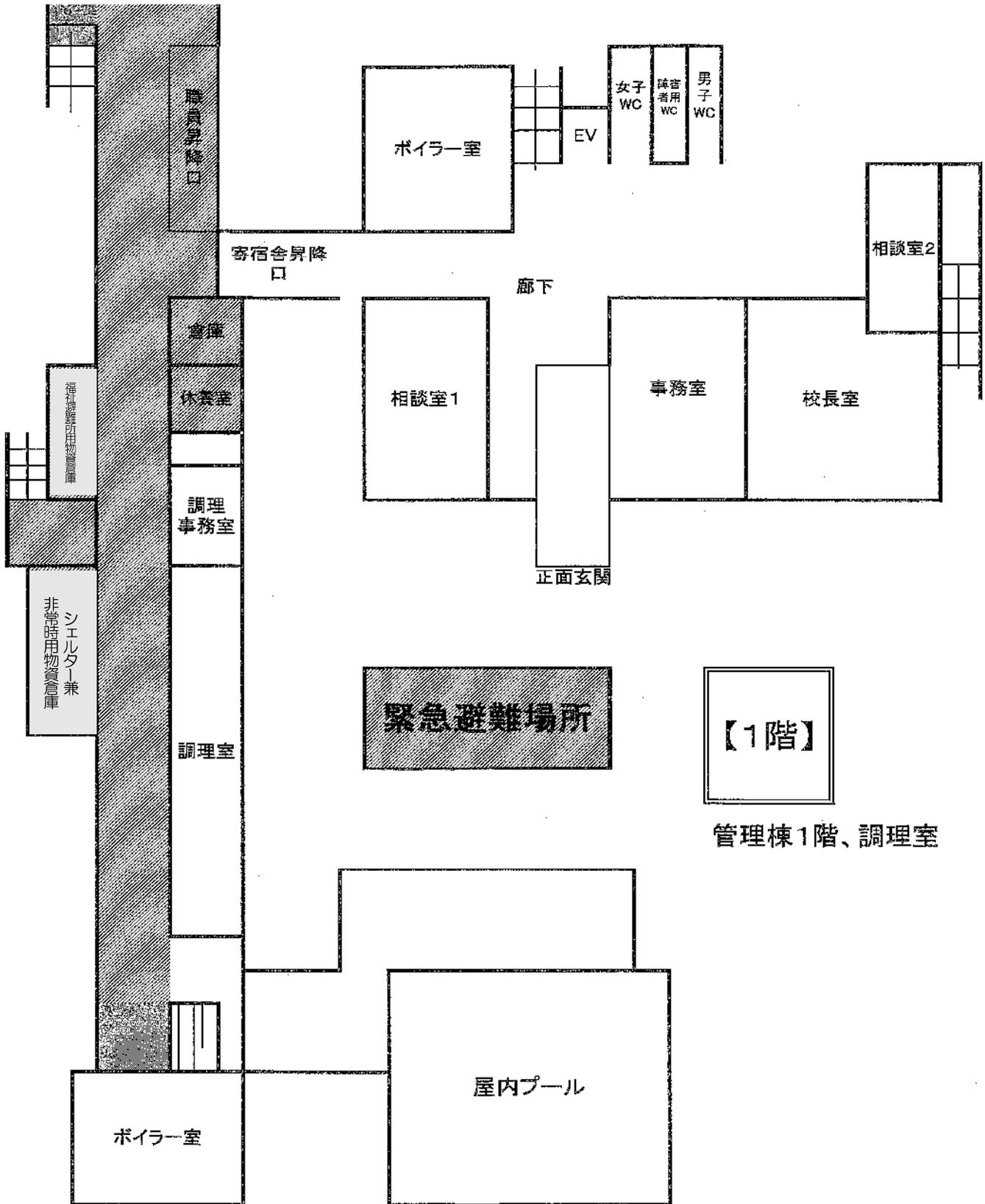
二次避難所 (指定避難所) での対応

- 1 対策本部設置…校長・教頭・事務長・生徒指導主任・防災担当者・各学部主事
- 2 児童生徒の安否確認 (報告) …クラス担任⇒学年主任・学部主事⇒教頭⇒校長
- 3 教職員の安否確認 (報告) …学年主任・学部主事・事務室・寄宿舍⇒事務長⇒校長
- 4 被災状況などの情報収集
- 5 保護者への連絡 (避難状況や引き渡しなどについて)
- 6 避難場所での活動について (衣・食・住への対応)

【噴火警戒レベルに応じた避難対応】

種別	名称	対象範囲	レベル	避難対応				
				登下校時	スクールバス	在校時	在宅時	寄宿舍（夜間）
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 （避難）	<登校時> 保護者連絡 状況・場所により対応 (情報収集) <下校時> 保護者連絡 状況により安全な場所へ (情報収集) 学校引渡か避難	<登校便> SB・保護者・学校連絡 運行経路変更し 安全な場所へ(情報収集) <下校便> SB・保護者・学校連絡 運行経路変更し 安全な場所へ(情報収集)	対策本部設置 (情報収集・対応協議) 避難放送 ↓ 緊急下校 場合により 校内避難 または指定避難所へ 保護者連絡	(教職員) 連絡・参集 (児童生徒) 休校 及び 安全確認	対策本部設置 (情報収集・対応協議) 避難放送 ↓ 校内避難 または指定避難所へ 保護者連絡 保護者への引き渡し
			レベル4 （避難準備）	<登校時> 保護者連絡 状況・場所により対応 (情報収集) <下校時> 保護者連絡 状況により安全な場所へ (情報収集) 学校引渡か避難	<登校便> SB・保護者・学校連絡 運行経路変更し 安全な場所へ(情報収集) <下校便> SB・保護者・学校連絡 運行経路変更し 安全な場所へ(情報収集)	対策本部設置 (情報収集・対応協議) 避難放送 ↓ 緊急下校 場合により 校内避難 または指定避難所へ 保護者連絡	(教職員) 連絡・参集 (児童生徒) 休校 及び 安全確認	対策本部設置 (情報収集・対応協議) 避難放送 ↓ 校内避難 または指定避難所へ 保護者連絡 保護者への引き渡し
警報	噴火警報（火口周辺）又は、火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 （入山規制）	<登校時> 保護者連絡 ↓(情報収集) 登校後対応 <下校時> 保護者連絡 状況により安全な場所へ ↓(情報収集) 学校引き渡し	<登校便> SB・保護者・学校連絡 通常運行もしくは 経路変更し安全な場所へ (情報収集) <下校便> 通常運行もしくは 経路変更し安全な場所へ (情報収集) SB・保護者・学校連絡	対策本部設置 (情報収集・対応協議) 通常の学校活動 もしくは 緊急下校 保護者連絡	(教職員) 連絡 (児童生徒) 場合により 休校	対策本部設置 (情報収集・対応協議) 通常の生活 もしくは 校内避難 場合により 保護者への引き渡し
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 （火口周辺規制）	<登校時> 連絡なし ↓(情報収集) 登校後対応 <下校時> 情報により(情報収集) 保護者連絡	<登校便> SB・保護者・学校連絡 通常運行 (情報収集) <下校便> 通常運行 情報により経路変更 (情報収集) SB・保護者・学校へ連絡	通常の学校活動 及び 情報収集 ※対応協議の開始 (管理職・防災担当)	特になし	通常の生活 情報収集 ※対応協議の開始 保護者連絡 場合により保護者への引き渡し
予報	噴火多報	火口内	レベル1 （平常）	連絡なし	通常運行	通常の学校活動	特になし	特になし

噴火発生時における緊急避難場所



【1階】

管理棟1階、調理室

噴火の際の災害対応フローチャート

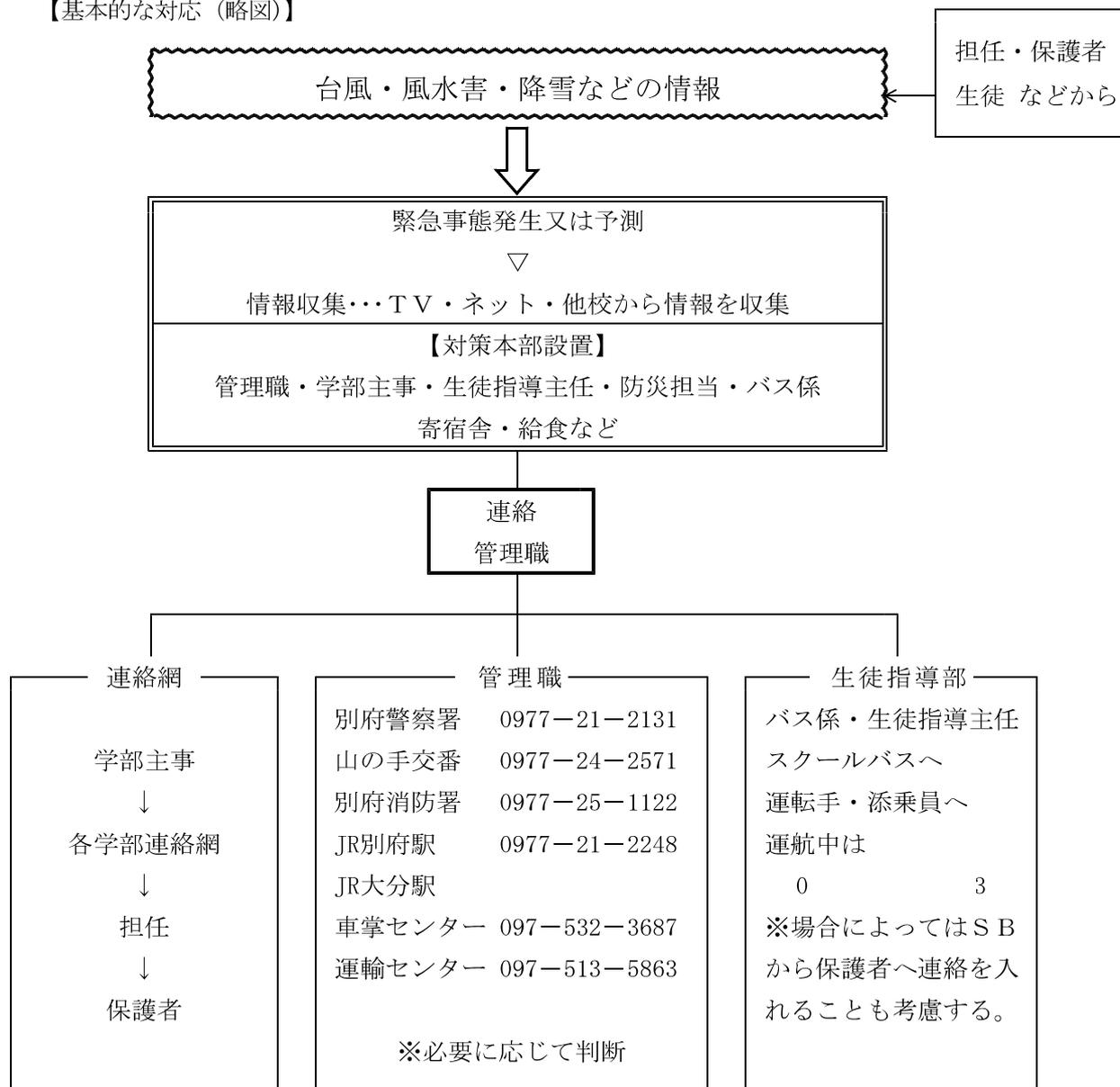
噴火災害	本部長	①副本部長	②副本部長	防災担当	生徒指導主任	学部主事	授業担当・担任	養護教諭	看護師	職員室在中職員	事務室職員	各班
噴火警報発令		・校内放送		(・校内放送)		・的確な指示						
災害対策本部設置 (校長室)	・校長室集合 ・情報収集	・校長室集合 ・情報収集	・校長室集合 ・情報収集	・校長室集合 ・情報収集	・校長室集合 ・情報収集	・校長室集合 ・情報収集						
情報収集(気象庁)	TV、携帯	ラジオ、携帯	TV、携帯	PC、携帯	PC、携帯							
児童生徒の安全確保												
噴火発生	《身を守る》 《掌握》	《身を守る》 《掌握》	《身を守る》 《掌握》	《身を守る》 《本部での 指示伝達》	《身を守る》 ・児童生徒、 教職員の把握	《身を守る》 ・的確な指示 《身を守らせる》	《身を守る》 ・的確な指示 《身を守らせる》	《身を守る》	《身を守る》	《身を守る》	《身を守る》	《身を守る》
安全確認	・児童生徒状況	・児童生徒状況	・児童生徒状況	・災害情報把握	・児童生徒、 教職員の報告	・児童生徒、 教職員の把握						
二次災害の防止	・避難先	・避難先	・避難先	・災害情報報告	教職員の報告	教職員の把握						
情報収集(各機関)	・避難経路	・避難経路	・避難経路	・被害情報把握		・児童生徒、 教職員の報告						
避難先の決定	・火災状況	・火災状況	・火災状況	・避難先決定		・避難経路決定						
避難経路決定	・救急搬送	・救急搬送	・救急搬送	・避難先報告		・避難経路伝達						
避難指示		・校内放送	・消防署へ連絡 ・関係機関連絡	(・校内放送)		・避難指示 ・避難誘導	・避難指示 ・避難誘導					
【対策本部移動】	・本部移動	・本部移動 (必要物品持出)	・本部移動 (必要物品持出)	・本部移動	・本部移動 (必要物品持出)		安否確認	・救護室移動 (必要物品AED)	・措置室移動 (必要物品)			
避難場所 (1階調理室前、 児童生徒昇降口)	・安否確認掌握 調理室前昇降口	・安否確認掌握 調理室前昇降口	・安否確認掌握 調理室前昇降口	調理室前昇降口	調理室前昇降口	調理室前昇降口	調理室前昇降口	調理室前昇降口	調理室前昇降口	調理室前昇降口	調理室前昇降口	
※安否確認	・状況報告	・状況報告	・状況報告	・状況共通理解	・状況共通理解	・状況共通理解						

噴火の際の災害対応フローチャート つづき

噴火災害	本部長	①副本部長	②副本部長	防災担当	生徒指導主任	学部主事	授業担当・担任	養護教諭	看護師	職員室在中職員	事務室職員	各班	
<p>対策本部</p> <p>被害状況の把握</p> <p>災害情報の収集</p> <p>保護者への対応</p> <p>外部との対応</p> <p>児童生徒への対応</p>	<p>《掌握》</p> <p>・災害情報</p> <p>・被災状況</p> <p>・児童生徒情報</p> <p>・近隣学校対応</p> <p>・保護者への対応</p>	<p>《掌握》</p> <p>・災害情報</p> <p>・被災状況</p> <p>・児童生徒情報</p> <p>・近隣学校対応</p> <p>・保護者への対応</p>	<p>《掌握》</p> <p>・災害情報</p> <p>・被災状況</p> <p>・児童生徒情報</p> <p>・近隣学校対応</p> <p>・保護者への対応</p>	<p>・災害情報把握</p> <p>・災害情報報告</p> <p>・本部で指示伝達</p> <p>・災害情報把握</p> <p>・災害情報報告</p>	<p>・保護者への対応</p> <p>・児童生徒把握</p> <p>・災害伝言ダイヤル</p> <p>（一斉メール）</p> <p>・外部からの電話対応</p>	<p>・児童生徒情報報告</p>	<p>・児童生徒対応</p>	<p>・ケガ、体調対応</p> <p>・応急処置</p> <p>・救急連絡(外部)</p> <p>・児童生徒の状態報告</p>	<p>・医ケア対応措置</p> <p>・救急連絡(外部)</p> <p>・児童生徒の状態報告</p>			<p>・災害情報収集</p>	<p>・被害状況把握</p> <p>・危険箇所対処</p> <p>・捜索、救助</p> <p>・児童生徒の状態報告</p> <p>・災害情報収集</p> <p>・被害状況報告</p>
<p>今後への対応</p>	<p>・今後への対応</p> <p>検討・協議</p>	<p>・今後への対応</p> <p>検討・協議</p>	<p>・今後への対応</p> <p>検討・協議</p>	<p>・今後への対応</p> <p>検討・協議</p> <p>今後の対応を事務職員に指示</p>	<p>・今後への対応</p> <p>検討・協議</p> <p>今後の対応を養護教諭等に指示</p>	<p>・今後への対応</p> <p>検討・協議</p> <p>今後の対応を学部職員に指示</p>							
<p>保護者への対応</p> <p>外部との対応</p>			<p>・教育委員会報告</p> <p>・マスコミ等対応</p> <p>・地域避難者対応</p>			<p>・保護者への対応指示</p> <p>・欠席児童生徒への対応指示</p>	<p>・保護者へ連絡</p> <p>・欠席児童生徒への連絡</p> <p>・児童生徒対応</p>						

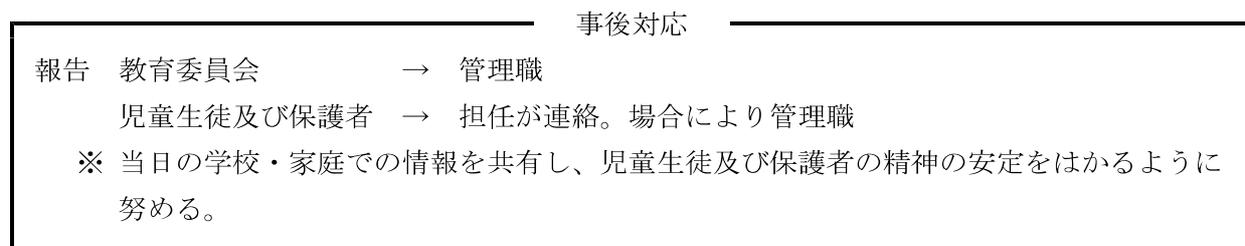
④台風・集中豪雨・降雪など

【基本的な対応（略図）】



【緊急時】

生徒が駅などに取り残された場合 → 生徒指導部や該当担任が現場へ向かい対応する。
場合によって保護者・関係機関へ協力依頼を行う。



【注意事項】

【日常の取り組み】

- ・連絡網作成 → 職員連絡網は年度当初作成。保護者へは担任から連絡を行う。スクールバスへは基本的に生徒指導部が連絡する。
- ・児童生徒への事前指導 → 路線バスなどで登校する際の注意事項。防災教育。台風や積雪が予測される前日などの指導。
- ・情報収集方法、判断基準 → 他の支援学校、別府市内の小中高の情報収集。テレビ、インターネット等の活用。

【発生時の対応】

- ・スクールバス → スクールバスへは基本的に生徒指導部（バス係）が連絡する。また、緊急の際や大きく遅延する場合はスクールバスから保護者へ連絡が入ることもあり。
- ・給食室対応 → 食材のキャンセル等
- ・寄宿舍への連絡 → 休校の場合の児童生徒への対応。保護者への連絡は原則担任が行う。

【その他】

- ・年度初めにスクールバス利用児童生徒への指導
 - スクールバスに乗り遅れた場合の対処法など。

⑤緊急時の引き渡しと安否確認

【在校時の引き渡しの判断と対応について】

- ・学校を含む地域の震度が5弱以上の時
保護者が引き取りに来るまで学校で待機させることを原則とする。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまで児童生徒を学校で保護する。
- ・学校を含む地域の震度が4以下の地震
原則として、通常通り下校させる。しかし、交通機関に混乱が生じた場合は学校で待機させる。その際は復旧・保護者の引き取りを待つ。

※状況によっては、引き渡さずに保護者とともに学校に留めることも考慮する。

【登校時・下校時の対応について】

震度5弱以上の地震又はスクールバス運転手・添乗員が危険と判断した場合。

- ・自家用車 登下校時：保護者は児童生徒とともに安全な場所に避難する。
- ・スクールバス：運行を直ちに中止し、学校へ引き返す。
 - 登校時 乗車前：保護者は児童生徒とともに安全な場所に避難する。
乗車後：児童生徒は学校で保護。保護者は安全な場所に避難し、状況が落ち着いたら、学校へ迎えに来る。
 - 下校時 下車前：児童生徒は学校で保護。保護者は安全な場所に避難し、状況が落ち着いたら、学校へ迎えに来る。
下車後：保護者は児童生徒とともに安全な場所に避難する。
- ・JR、路線バス：生徒は係員の指示にしたがい、安全を確保する。場合によっては学校に戻らせて、保護する。

【引き渡し場所及び方法】

- ・引き渡し場所 学校（状況により指示する）
- ・引き渡し方法 保護者が持ってきた引き渡しカードを確認しながら、担任が保護者に引き渡す。

保護者が持参してきたカードの内容と学校で保存しているデータを照合し、保護者又は代理人であることを確認する。当日カードを持参しなかった場合は、本人であることが確認できたら引き渡す。（免許証、児童生徒に聞く等）

【連絡】

携帯電話や固定電話はつながりにくくなることが予想されるため、災害用伝言ダイヤル171やホームページで情報を流すようする。

※災害用伝言ダイヤル171は、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった時に提供が開始される声の伝言板。

【利用法】

171をダイヤル → 再生の「2」を押す → 0977-24-0108（別府支援学校）を入力
→ 伝言の再生開始 → 学校のメッセージを聞く

緊急時引き渡しの際の手順について

別府支援学校を含む地域で震度5弱以上の地震が発生



	災害対策本部	教職員	保護者
① 手 続 き 前 の 準 備	各学部の被災状況等情報収集	児童・生徒の安全確保、被災状況の報告	自身の安全確保
	引き渡し対応や避難について検討	本部からの指示を待ちつつ余震に備えて待機。	
	その時の状況に応じて学部別に引き渡し場所の検討・決定		
	引き渡しの対応決定、各学部に伝達	引き渡しの対応について確認	
	引き渡し場所について一斉メール送信	一斉メールで引き渡し場所の確認	
② 引 き 渡 し 手 続 き	引き渡しの準備状況確認	引き渡しの準備	自身の安全を最優先に来校
	引き渡しの進捗状況確認	駐車場への案内	駐車場へ移動
		引き渡し場所への誘導	引き渡し場所へ移動
		引き渡しカード(番号)の照会	引き渡しカード(番号)の提示
		児童・生徒を引き渡し場所へ誘導	児童・生徒がくるまで待機
		保護者へ引き渡し	児童・生徒の引き取り
		帰宅後の連絡先を確認	自宅以外に帰宅する場合は申告
	引き渡した児童・生徒を名簿にチェック	帰宅	
引き渡しの情報集約	引き渡しの状況について本部に報告		
③ 残 留 生 徒 対 応	残留生徒の状況確認	残留生徒の保護者に連絡し、来校の見通しについて確認・本部へ報告	来校の見通しについて学校に連絡
		残留生徒の保護	自身の安全を最優先に来校
	②の手続きへ	保護者が来校したら②の手続きへ	来校後は②の手続きへ

※保護者以外の方が来校する場合も想定されるので緊急時引き渡しカードの6桁の番号の共有をお願い致します。

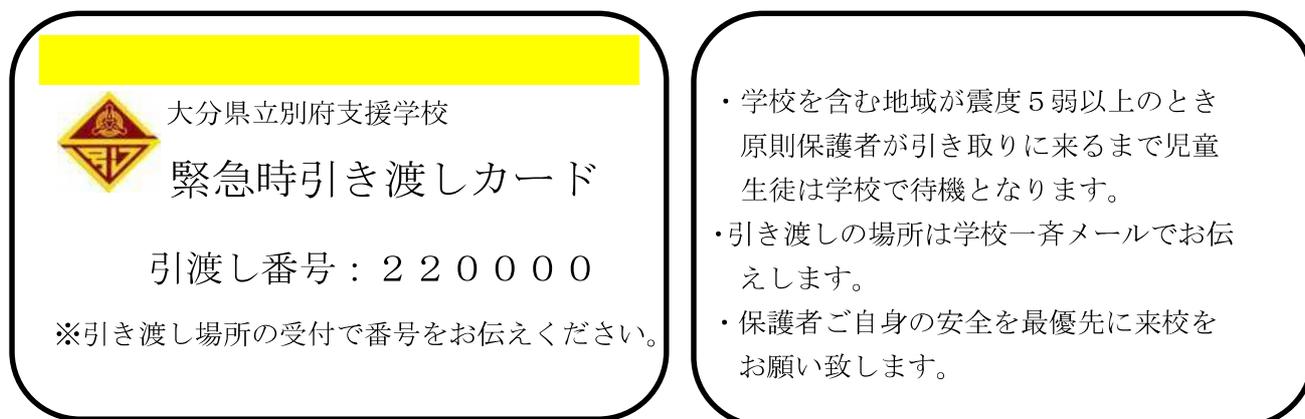
※緊急時引き渡しカードがない場合は免許証等で身分照会を行います。

緊急時引き渡しカードと運用方法

図1. カードの小型化 (例)

表面

裏面



※表面の上部に小学部（黄色）、中学部（緑）、高等部（青）の帯がついている。

図2. 引き渡し番号の照会例（引き渡し番号を入力し、PC画面上に表示された画面による照会）

引き渡し番号	引き取り者氏名	住所	電話番号	携帯電話
220000	1 別府 太郎	大分県別府市大字鶴見4 2 2 4	0977-24-0108	090-*****-*****
	2 別府 花子	大分県別府市荘園	0977-24-*****	080-*****-*****
	3			
	4			
	5			

図3. 引き渡し番号の紙面による照会例（引き渡し番号と生徒情報を合わせた一覧表による照会）

引き渡し番号	児童生徒氏名	引き取り人1	住所	電話番号	携帯電話
220000	別府 太郎	別府 花子	大分県別府市～	0977-24 - **	090-*****-*****

）

※1 児童生徒一人一人に6桁の個別の引き渡し番号を割り振り、震災時の引き渡し受付場所で図2または図3のような紙あるいはPCによる形式で番号と生徒情報（引き取り人、住所、電話番号等）を照会する。

※2 カードの使用期間について在校生は年度途中での配布となるが、来年度以降は各学部入学時に配布し、卒業時まで使用する。（小学部は6年間、中学部と高等部は3年間同じ番号、カードを使用する。）

安否確認・避難完了確認名簿(〇〇学部生徒)㊿

確認完了 { 登校→ ト
 在宅→ ザ
 バス→ バ など

要確認継続(空欄)

※一斉メール配信未登録、要直接電話連絡世帯は裏面参照

学年	登	名前	下	確認	学年	登	名前	下	確認
3の1	自	〇〇 〇〇	デイ	15:30 ザ	3の5	自		路線バス	:
	自		自	:		路線バス		路線バス	:
3の2	自		徒自	:	3の6	路線バス		路線バス	:
	自		自	:		Sバス		デイ	:
	寄		寄	:		自徒		自徒	:
3の3	自		自	:	路線バス		路線バス	:	
	寄		寄	:	路線バス		路線バス	:	
	自		自	:	路線バス		路線バス	:	
3の4	Sバス		Sバス	:	徒		徒	:	
3の5	自		自	:					
	徒		徒	:					
	路線バス		路線バス	:					

・赤字は海拔10mライン内に居住
 (要最優先安否確認・避難勧告)

- ・緑字はスクールバス利用
- ・自... 自家用車
- ・Sバス... スクールバス
- ・寄... 寄宿舍
- ・デイ... 放課後デイサービス

【記入例】

確認
10:30
ザ

21名 全確認完了

:

安否確認・避難完了確認名簿(〇〇学部職員)

確認完了

勤務→ キ
出張→ シ
年休→ ネ

要確認継続(空欄)

No	名前	確認	No	名前	確認
1	〇〇 〇〇	キ	13		
2	×× ××	ネ	14		
3			15		
4			16		
5			17		
6			18		
7			19		
8			20		
9			21		
10			22		
11			23		
12			24		

全確認完了

時 分

⑥災害時の緊急連絡について

※「災害用伝言ダイヤル171」は、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった時に提供が開始される声の伝言板です。

忘れて171（いない）で覚えてください。

【利用法】

171をダイヤル→再生の「2」を押す→0977-24-0108（別府支援学校）を入力
→伝言の再生開始 → 学校のメッセージを聞く

※通常と同様の電話料金がかかります。詳しくは下をご覧ください。

また、本校のホームページからも連絡の可能性がります。アドレスの登録をお願いします。

【アドレス】 shien.oita-ed.jp/beppu/ 【携帯サイトアドレス】 <http://shien.oita-ed.jp/beppu/mobile/>




～あなたの無事を伝えましょう！～

電話を利用して被災地の方の安否情報を確認する「声の伝言板」です。

ご利用方法

070 にダイヤル

↓ 音声ガイダンスによるご案内 ↓

発信の **1** 再生の **2**

↓ 音声ガイダンスによるご案内 ↓

被災地の方はご自身の電話番号を、被災地以外の方は被災地の方の電話番号を市外番号からダイヤルしてください。携帯番号等の電話番号でも登録可能です。

市外番号 市内通話 お宅へ通話

0 0977-24-0108 0977-24-0108

↓ 音声ガイダンスによるご案内 ↓

ガイダンスに反応し、録音/再生

災害用伝言ダイヤル(171) ご利用の注意

! **ご利用できる電話**

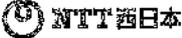
加入電話、ISDN、公衆電話、ひかり電話(電話サービス)、災害時特設公衆電話からご利用できます。携帯電話等、他通信事業者の電話からのご利用は、各通信事業者へお問い合わせください。

¥ **ご利用料金**

伝言蓄積等のセンター利用料は無料です。NTT東日本またはNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については各通信事業者にお問い合わせください。

! **ご利用の詳細案内**

<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>




～あなたの無事を伝えましょう！～

インターネットを利用して被災地の方の安否情報を確認する「web伝言板」です。

ご利用方法

<https://www.web171.jp>

↓

電話番号を入力

↓

利用履歴 登録/確認

※確認時に他社の伝言板に伝言がある場合はリンクが表示されます。

災害用伝言板(web171) ご利用の注意

! **ご利用できる環境**

インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォン等でご利用できます。
※一部の機種ではご利用になれません。

¥ **ご利用料金**

安否情報の登録、閲覧等に伴うサービス利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダ利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。

! **ご利用の詳細案内**

<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

【一斉メール配信システム】

- 1 平成28年度から導入。平成30年度からは「39メール」
災害対策として、児童生徒、職員全員が登録する。
- 2 配信事由
 - ・災害発生時（地震、津波、台風、大雨、火災等）で、連絡が必要なとき。
 - ・スクールバスの運行上、一斉連絡が必要なとき。
 - ・防災避難訓練等の際に、メール連絡による確認が必要なとき。（日常的意識づけ）
 - ・その他、配信が必要な緊急性のある事態が生じたとき。
 ※メール送信については、学校側からのみ送信可能。災害時にはメールにて安否確認をする。
- 3 年間に数回、本システムを活用し、訓練メールの配信を行う。
- 4 費用
県費から支出する。

【学校への参集基準について】

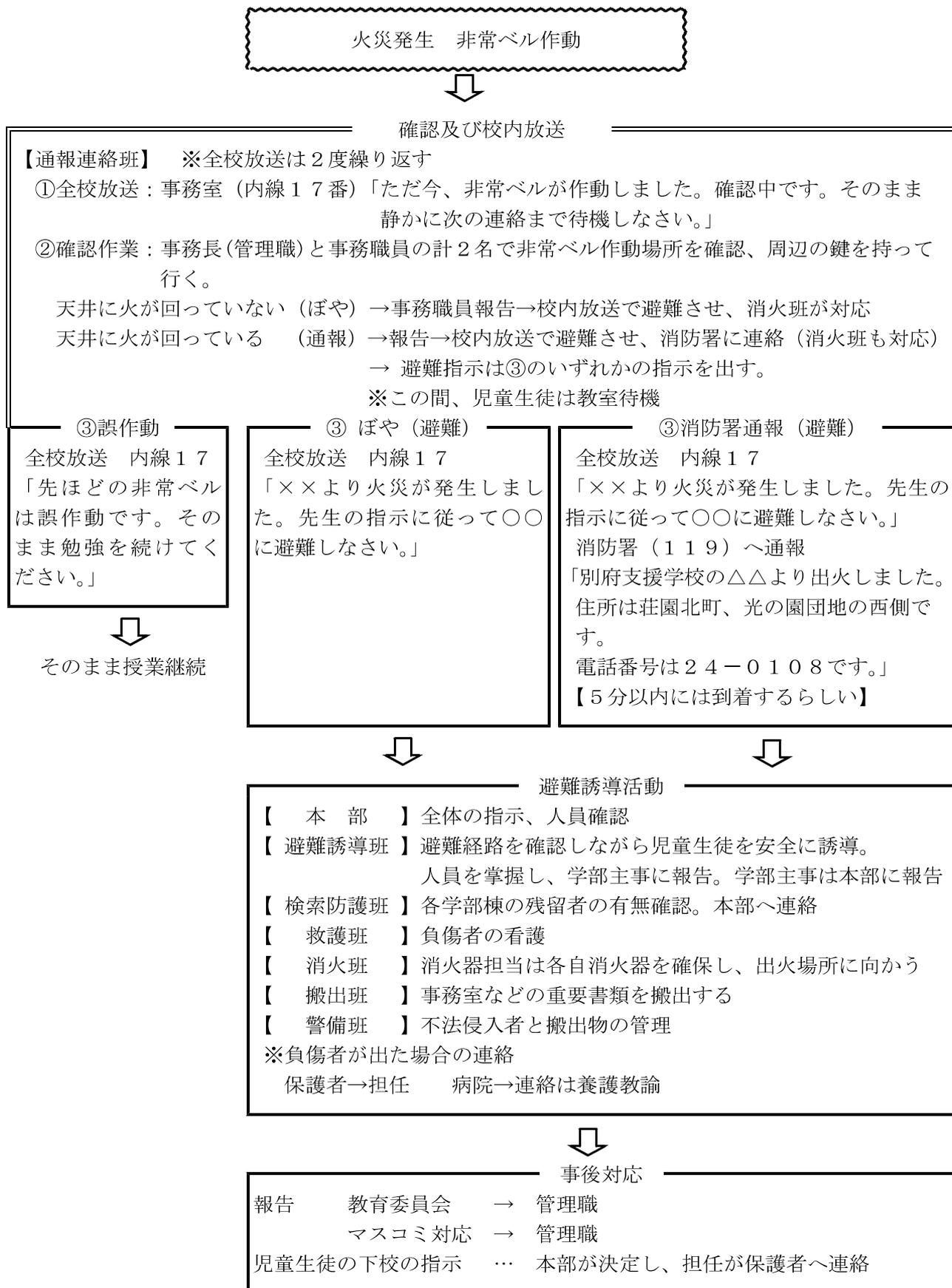
- 参集基準**（「大分県災害対策本部 児童・生徒対策部初動対応マニュアル」より）
所在する市町村に次の災害等が発生した場合、管理職員と情報収集等に必要な職員（以下「管理職員等」という。）は次により参集又は待機する。

地震	津波	参集内容
震度4	注意報	管理職員等は連絡の取れる態勢へ
震度5弱	警報	
震度5強	大津波警報	管理職員等は直ちに参集 (休日、夜間を問わない)
震度6弱		

- ※「情報収集等に必要な職員」とは、発災直後の児童生徒、職員の安否確認や施設等の被害状況の確認を行うため、あらかじめ校長が指定する者をいう。令和4年度参集対象職員は災害時における事業継続計画（BCP）に記載されている。

(2) 火災

①基本的な対応 (略図)



※地震で校舎が崩壊の危険性がある場合、及び地震後の火災での避難もこれに準じるが、避難経路の安全確保を行いながら避難する必要あり。

②注意事項

【日常の取り組み】

- ・避難経路、消火栓及び消火器確認、火元責任者、防災診断 → 年度当初の防災計画で作成
- ・防災診断書、火元責任者の日々の確認 → 押印
- ・消防署のチェック
- ・機器及び装置の確認 → 消火器、消火栓、非常ベル、防火扉など
- ・プールの消火栓 → 動作確認のため3年に1度はプールより放水し、確認する。
- ・避難経路の確認及び防災教育 → 火災訓練の前後などに各クラスで行う。

【発生時の対応】

- ・出火場所の確認及び解錠 → 事務長、事務職員
 - ・校内放送及び消防署への連絡 → 事務室
 - ・消防署員を消火場所へ誘導 → 事務室
 - ・避難役割分担に従って、行動 → 各係
- ※児童生徒は避難誘導係の指示の下、安全第一で避難する。

【その他】

- ・年3回の避難訓練

※発生時の具体的な動き、役割分担は防災計画書及び避難訓練時の役割分担を参照

(3) 緊急捜索

①日常の取り組み

- ・ 捜索計画の見直し → 前年度の捜索訓練を反省し、3月末までに作成
- ・ 捜索範囲の区割り作成 → 春休み中に作成
- ・ 役割分担 → 春休み中に作成
- ・ 関係機関への協力依頼 → 年度当初に
- ・ 児童生徒の安全確保 → 注意を要する児童生徒の共通理解及び取り決め事項
(支援ケース会議や職員会議等で情報を共有する)
- ・ 施設の点検及び整備 → ベランダの荷物や窓のサンなどの整備
- ・ 捜索訓練の実施 → 年度初めに実施

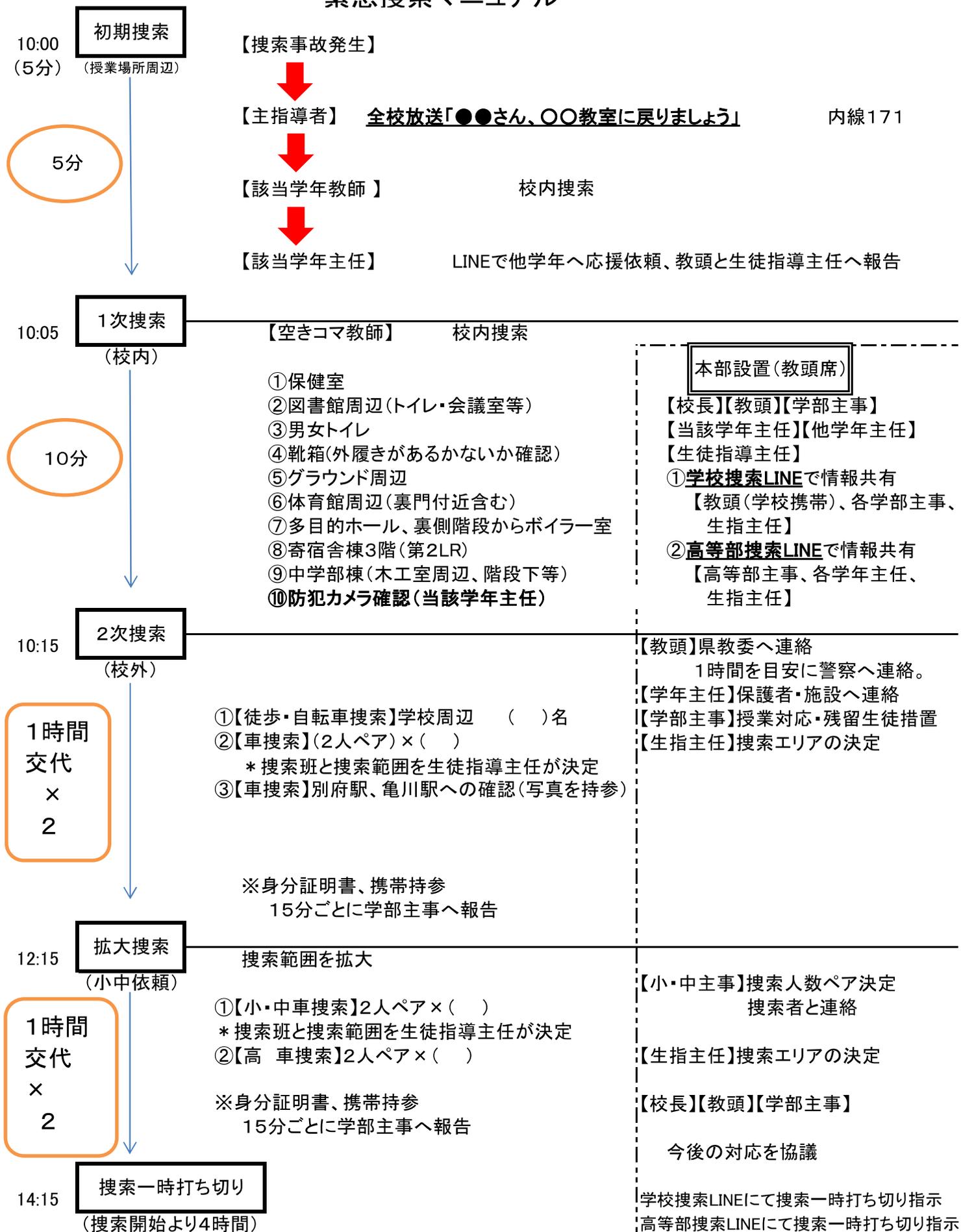
②発生時の対応

- ・ 初期捜索 (授業場所周辺: 5分) → 1次捜索 (校内: 10分) → 2次捜索 (校外: 1時間交代×2) → 拡大捜索 (小学部・中学部にも依頼: 1時間交代×2) → 捜索一時打ち切り (探索開始より4時間)
- ・ 残留児童生徒などの対応 → 各学部単位
- ・ 保護者への連絡 → 携帯GPS検索、立ち寄りやすい場所の確認等 → 担任又は学年団 (発見できない場合)
- ・ 関係機関への連絡 → 捜索段階が校外への2次捜索へ移った段階で関係機関に連絡 (本部判断)
 - 県教委特別支援教育課 学校安全安心支援課 } 管理職
 - 別府警察署 山の手交番 } 生徒指導部
 - 大分駅、別府駅、バス、タクシー協会等 →

③役割分担

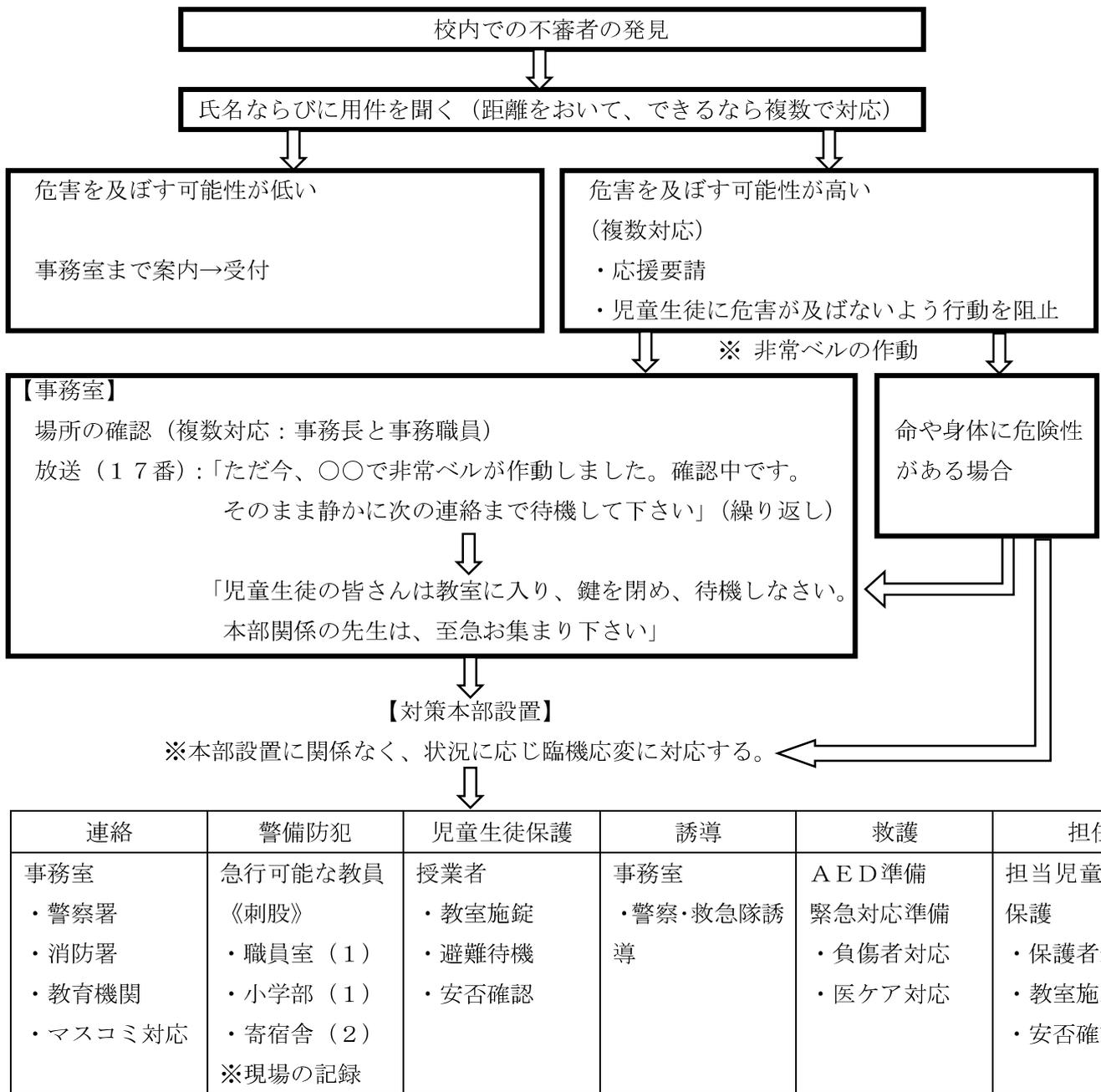
- ・ 本部 管理職及び各学部主事、生徒指導主任、該当生徒学年主任、情報収集・資料作成・捜索場所の確認及び指示を行う。
- ・ 本部連絡係 学校捜索LINE (教頭、各学部主事、生徒指導主任) と対象生徒が高等部の場合 高等部捜索LINE (高等部主事、各学年主任、生徒指導主任) で情報を共有する。
- ・ 校外捜索班 計14班 児童生徒を待機場所に連れて行った後に職員室に集合。代表者が資料を本部から受け取り、指示を受ける。メンバーがそろい次第捜索場所を捜索。ドライバー、ナビ、歩きでそれぞれの場所を捜索。本部連絡係との連絡はナビ係が行う。定時連絡は15分に1回程度行う。
※発見した場合は本部に連絡し、担任が迎えに行くことを原則とする。
- ・ 校内捜索班 計4班 児童生徒を待機場所に連れて行った後に職員室に集合。小・中・高各2名、寄宿舍2名 (当日チーフの指名) は指示を受けた後に校内の捜索場所を捜索。捜索結果を職員室に報告する。その後、待機班の協力をする。
- ・ 待機班 小中高各2名・処置室で待機場所で児童生徒の見守り。校内捜索班は終了後に協力。下校時間の際には寄宿舍等からの協力がある。

緊急搜索マニュアル



(4) 不審者対策

①基本的対応フローチャート



②事後対応

- ・ 児童生徒への対応：全校集会を開き、精神的なケアをはかる。
必要により、スクールカウンセラーと連携。
- ・ 保護者への対応：事件の経過と今後の対策を報告する。
必要により、PTAと連携し、保護者説明会の開催。
- ・ 教育委員会対応：「学校事故の速報」を定められた様式で総譜連絡。
必要により、スクールカウンセラーの派遣要請をおこなう。
- ・ マスコミへの対応：教育委員会と連絡・相談をしながら対応する。

③日常の取り組み

- ・ 掲示物の設置・・・看板等による案内。出入り口付近に明示。「ご用の方は、事務室で受付をお願いします」
- ・ 外来者の掌握・・・外来者用の名札の着用。
- ・ 教室《一部特別教室含む》は、非常ベル設置。寄宿舎は、各部屋に防犯ベル配備。
- ・ 来客予定者等の事前告知・・・朝礼時での連絡による全職員の周知。
- ・ 校内での声かけ（挨拶）・・・挨拶の励行。
- ・ 見届け・・・用件が無い場合は学校敷地内から出るように指示し、敷地外へ出るところまで見届ける。
- ・ 不審者情報の提供・・・公的機関からの情報の共有による登下校での見守り。
- ・ 不審者対応訓練および研修・・・年度内に1度実施。

④発生時の対応（注意事項）

【発見から全校放送まで】

- ・ 発見者は、出来る限り複数で対応すること。対応の際は、危害の及ばない一定の距離を保つこと。
- ・ 各教室の警報装置（非常ベル、寄宿舎は防犯ベル）は、黒板下に設置。
負傷者が出た場合は、校内放送17番で緊急放送し、保健部作成の緊急対応へ。
- ・ 警報装置が鳴った場合は、事務長含め2名が現場の確認へ。
- ・ 警報が鳴った場合は、各教室は施錠し児童生徒を保護。状況により避難。

【全校放送からあと】

- ・ 児童生徒の安全を第一に考え、引き続き教室待機または避難場所に速やかに避難させる。
- ・ 現場に急行できる教職員は、刺股などを利用し、不審者を子どもに近づけないようにして被害を防止しながら、警察の到着を待つ。
- ・ 緊急の際は、現場に急行した者の中で責任者となる全体指示者を決め、臨機応変に担当者を決定する。

現場近くの電話から全体指示者から指名された者（連絡係）がおこなう。

連絡係は、事務室への事後連絡もおこなう。

- ・ 負傷者が出た場合は、保健部の緊急時対応マニュアルに沿って対処する。
- ・ 警察や救急車の校内への誘導は、事務室職員で対応。
- ・ 不審者が校内から逃走した場合は、安全が確保されるまで、児童生徒は校内で保護する。
必要により、校内引き渡しを実施する。
- ・ 対策本部は、対応にあたる教職員により臨機応変に運営し、報告・連絡・相談をしながら適切に対処する。

(5) 保健関係

令和7年4月

1 食物アレルギー対応について

- ① 提出書類:「食物アレルギー申請書」(保護者⇒学校)、「学校生活管理指導表」(医師記入)
- ② 保護者より書類の提出があった場合は、『給食に関する検討会』を開き、学校での対応を検討する。
- ③ 担任は、保護者へ方向性を知らせて、同意を得る。また、緊急時対応マニュアルにアレルギー情報やアレルギー一発症時の対応等を入れる。

2 形態食・対応食について

形態食(ペースト食)・特別対応食(主食のみ)・薬との相互作用による対応・詳細な献立表の配付

3 喫食について

- ① 喫食場所 :ランチルーム・各学部教室
※喫食場所には、授業等で調理した食材を持ち込むことがないようにお願いします。
- ② 給食時間 ○小学部 12:20~ ○中学部・高等部 12:30~
- ③ 食中毒防止のため、出来上がり時間(11:45)から **2時間以内** に食べるようにする。
- ④ 体調不良の児童生徒及び教職員は、別室もしくは対面しない席などで喫食をする。
- ⑤ 担当教員が不在時の児童生徒の飲食について、引き継ぎをしておく。(『飲食に関する実態表』を活用)

4 配食量について

給食は、児童生徒の年齢・性別・身長体重・生活レベルから平均値を算出し基準としている。あくまでも平均値の分量です。特性を加味した個別の対応が必要な場合は、栄養教諭と連携し検討してください。

5 配膳・再調理について … 感染予防及び異物混入防止に気を付ける

- ① 入念に手洗いをする。
- ② 児童生徒及び教職員は、各自で準備したマスク、胸当てエプロン(上半身から下半身を覆うエプロン)、キャップ(髪の毛を全部入れる)、手袋(必要に応じて)を着用する。
(忘れた方は、保健部で準備している使い捨てのマスク、使い捨てエプロン等を使用)
- ③ 体調不良の児童生徒及び教職員は、配膳・再調理を避ける。

6 欠食について (個人の欠食については ②学校給食会計規約を参照)

- ① 欠食届の提出 … 校外学習などで、給食を食べない場合、1週間前までに欠食届を提出する。
- ② 欠食によるペースト調理の中止 … 当日の11時までに調理室へ連絡する。
- ③ 牛乳中止届…年度当初に提出する。

7 後片付けについて

- ① ワゴン、食缶、食器、おぼん、ごみは、全てランチルームで片づける。
- ② 食器は、割れ防止のため**種類ごと**に重ねる。(ランチルーム内の食器の片づけ表を参照)
- ③ 残食は分別(おかず、ご飯、パン、牛乳)をする。ペースト食の残食は、ボウルに入れる。
- ④ 欠席分の残食、牛乳等は持ち出さない。
- ⑤ ランチルームの片づけテーブル上のたらいに、表示どおりに個人食器、箸を入れる。
- ⑥ 台布巾で、使用したテーブルを拭く。使用した台布巾は、洗剤で洗い、干す。
- ⑦ 13時半以降に下膳する場合は、ランチルームで残食をバケツに処理し、ごみは捨てる。食器は調理室に各自で持って行き、机に置く。

※下膳当番は、各学部及びスクールサポーターで曜日を割り当てる。

8 個人食器について(紛失防止のため、片付けの際は、所定のたらいに入れる。)

- ① 熱湯(100℃以上)消毒で耐えられるものを使用する。
- ② 異物混入防止と衛生管理の面から、木製・ねじのあるものは使用不可とする。
- ③ 学期末には、持ち帰る。

9 寄宿舎部会の配膳について

寄宿舎職員の一部会(月2回、金曜日)がある時は、小学部2名・中学部2名・高等部3名の職員で全体の配膳を行う。

11:30 ~ ワゴン 11:45 ~ 配膳開始

10 異物混入時の緊急対応について

(1) 喫食中

危険性が高い場合

- ① 第一発見者は、「〇〇献立の喫食一旦停止」を近くの教職員に伝え、**校内放送**をしてもらう。
◎校内放送171「〇〇(献立名)は、食べないようにしてください。」※2回繰り返す
- ② 栄養教諭(不在時は調理員)、管理職、学部主事、担任で異物の確認をする。
- ③ 養護教諭は、異物混入献立を喫食した児童生徒の身体状況の把握をする。

危険性が低い場合

- ① 栄養教諭(不在時は調理員)をすぐに呼ぶ。
- ② 管理職、学部主事、担任で異物の確認をする。
- ③ 養護教諭は、異物混入献立を喫食した児童生徒の身体状況を把握する。

(2) 喫食後

- ① 必要に応じて、保護者にプリントにて経過報告をする。
- ② 県教育委員会(特別支援教育課、体育保健課)へ報告をする。
- ③ 調理員・業者への聞き取りを行う。
- ④ 異物混入献立を喫食した児童生徒の身体状況を把握する。

11 ランチルーム等、喫食場所で嘔吐があった場合の対応について

給食時嘔吐物処理
動画QRコード



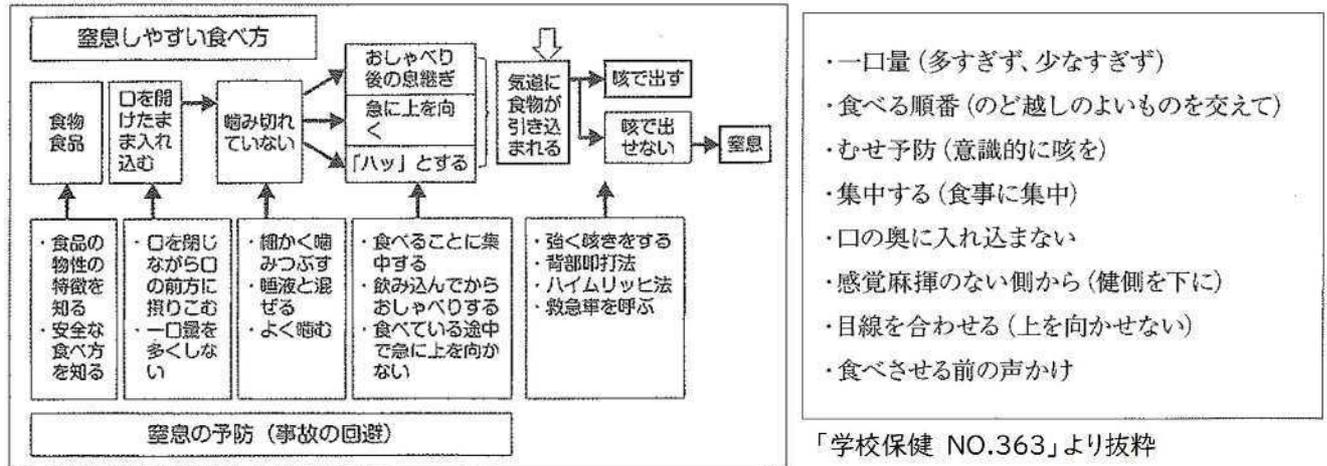
- ① 嘔吐物の処理は、嘔吐物処理セットを用い、できるだけ少人数で行う。
 - ② ランチルーム等で喫食中の児童生徒がいた場合、嘔吐した者の半径1m～1.5mの児童生徒は、すみやかに他の場所へ移動させる。
(吐しゃ物を避けて、近くを通らずに離れた出入り口から出る)
 - ③ 食器や器具については、嘔吐物処理セットの中の「嘔吐物が付着した給食食器類の処理について」を参照の上、消毒を行い、調理室に連絡してから返却する。※調理室に未消毒のまま返却しない。
 - ④ 空気中に漂うウイルス等を排出するため、窓を開けてランチルーム等の換気を行う。
- ※ランチルーム内洗い場とランチルーム入口の洗い場は、調理室に直結し危険な構造のため、嘔吐物処理や歯磨きなどには使用しない。

12 窒息事故を未然に防ぐために

【未然防止のポイント】

- ・食べ物、食べやすい大きさにして、よく噛んで食べるよう指導する。
- ・早食いは、危険であることを指導する。
- ・給食の際は、担任等が注意深く児童生徒の様子を観察する。
- ・咀嚼および嚥下の能力には、個人差があるので、個別の対応が必要な児童生徒については共通理解を図る。
- ・特別な支援を要する児童生徒については、食事中に必ず教職員が付き添い、目を離さないようにする。

「食に関する指導の手引き～第二次改訂版～」より一部抜粋

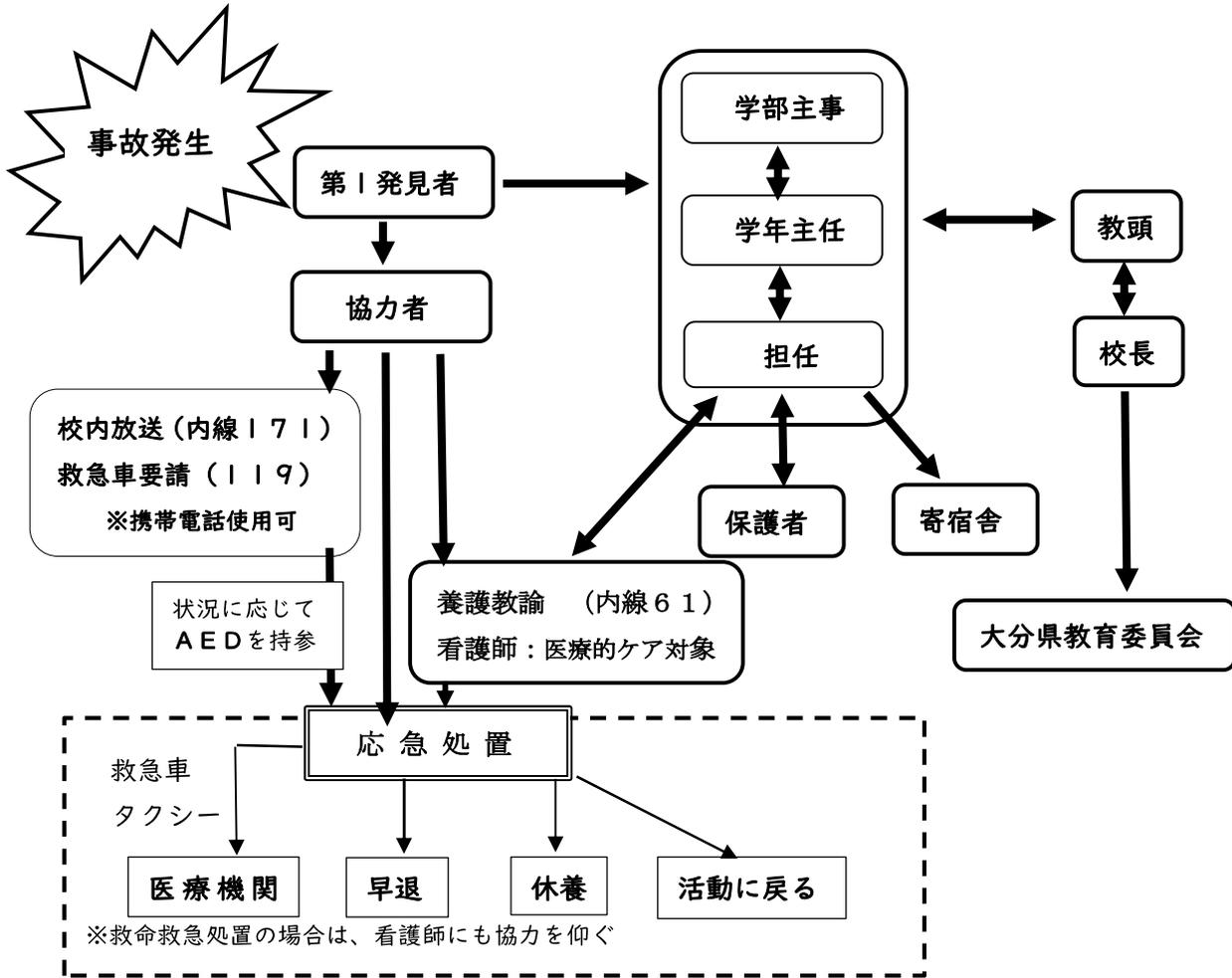


- 【窒息時の対応】
- ・窒息時は、背部後打包、腹部突き上げ法を実施。（同時に緊急時対応の放送を流す）
 - ・意識がなくなる、ぐったりする様子があれば、心肺蘇生法を実施

※職員朝礼用のスプレッドシートとランチルーム入口に、その日の給食について注意事項を記入しているので、確認する。

事故発生時の連絡体制

大分県立別府支援学校



AED場所・・・3か所 事務室前玄関(外壁設置)・寄宿舍棟2階エレベーター前(柵の中)・小学部棟3階(女子トイレ横)
 ※事務長(事務室)、全校放送の際はAED近くの教員は持参する、「AED係」はAEDを確認し、使用の手続きをする

一斉放送・・・「171」 「大きな声で」「3回」くりかえす

緊急時連絡体制・・・全職員で初動対応にあたる
 ・「緊急時連絡体制図」(校内電話のそばに掲示)に沿って関係者に報告・対応する。
 ・アクションカード、記録用紙など設置
 ・「個別の緊急時対応マニュアル」に沿って医療機関決定
 ⇒校内3か所(①教頭席後方・②事務室・③保健室)に設置
 一斉放送を受け教頭、事務長が現場に持ち出す
 ※可能な範囲で携帯電話を使用(外線電話を塞がないため)



病院等搬送 原則タクシーによる搬送 ※救急車以外の場合
 ※タクシーチケットを事務室で受け取り使用

「個別の緊急対応マニュアル」

緊急時連絡体制



第1発見者（対応職員）

- 誰か来て！と協力者を呼ぶ
- 事故者から離れない
- できる範囲で応急処置（意識、呼吸、外傷や出血の有無など）

協力者（複数）

- ・状態を把握し、すぐに救急車の要請が必要な場合は、**119番通報**を行う。
- ・**校内放送**をする。
- ・**係カード**を配り、役割分担をする。
- ・管理職が到着したら、**状況説明**を行い、全体指示を依頼する。

救急車要請の基準

- ①呼吸停止
- ②心拍停止
- ③ショック状態（蒼白、脱力感、冷汗、あくび等）
- ④けいれん重積
- ⑤激痛の持続
- ⑥多量の出血
- ⑦骨の変形
- ⑧大きな開放創
- ⑨広範囲な火傷
- ⑩重篤化のおそれがある場合
- ⑪主治医に指示を受けているもの
- ⑫保護者との保健面接で依頼を受けたもの

緊急時の校内一斉放送

「緊急連絡です。」

対象は ◇学部 ◇年 さん

場所は ◇◇棟 ◇階 ◇◇教室

関係者は、至急 お集まりください

職員室にいる職員は、現場に来てください ※3回 繰り返す

※すでに救急車を呼んでいる場合のみ、「今、救急車を要請しています。」と追加

【関係者：校長、教頭（事務長）、学部主事、養護教諭（看護師）、担任】

校内放送番号 171番

救急車を呼ばない場合の医療機関搬送判断の基準

個別マニュアルを確認し、以下の順に、搬送先を決定していく。

- ①保護者が希望している医療機関へ搬送（事前に届け出された場合）
- ②学校が定める救急指定医療機関へ搬送（事前に保護者の了承を得ている場合）
- ③保護者とその都度協議し、決定した医療機関へ搬送。（緊急性が無い場合）

医療機関との連携

管理職	養護教諭（看護師・医ケア児）	児童生徒係	AED係	連絡係	保護者・病院連絡係 （学部主事・副学部主事・学年主任等）	記録係・時計係	救急隊誘導係
<p>○個別マニュアル持参 教頭席横 事務室棚 病院リスト</p> <p>○現場の状況把握</p> <p>○容態レベルの把握</p> <p>○全体指示・掌握 救急車要請の判断・確認 医療機関搬送の判断・確認 各係の遂行の指示・確認 時系列記録の指示・確認 保護者連絡の指示・確認 救急隊受け入れの体制整備 救急車同乗者判断・指示 救急車追走車の指示 記録表の写真撮影 緊急対応解除の指示</p>	<p>養護教諭</p> <p>○緊急時必要物品持参 個別マニュアル・携帯電話 病院リスト</p> <p>○応急処置</p> <hr/> <p>看護師</p> <p>○吸引機・アンビューパック持参</p> <p>○応急処置</p>	<p>○現場の他の児童生徒の安全確保</p> <p>【学部/職員室にいる職員】</p>	<p>○AEDを現場へ持って来る</p> <p>設置場所：3ヶ所</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ランチルームから渡り廊下手前の戸棚 ◎小学部棟3F女子トイレ横 ◎事務室前正面玄関（外側の壁） <p>○必要に応じてAEDを装着し、使用する。</p> <p>○必要に応じて心肺蘇生を行う</p>	<p>※携帯電話/校内電話使用</p> <p>○救急車要請（119） ・要請判断 →携帯電話で連絡 ・連絡係カードに従い、学校の場所、傷病者の状況を伝える</p> <p>○タクシー等の手配 ・タクシー会社へ連絡 ・タクシーチケットの手配</p>	<p>○保護者連絡 ・傷病の状態・状況 ・応急手当の状況 ・搬送先病院の確認 ・持参物（保険証・着替え等） ・連絡がつかない場合対応</p> <p>○搬送先病院への依頼 ・救急車要請しない場合は、順次搬送先の病院に依頼。 ①希望する救急指定医療機関 ②学校が定める救急指定医療機関 ③保護者と協議し決定した医療機関</p>	<p>記録係</p> <p>○傷病者状況記録 ◎必ず記録すべき内容 ・発生時刻 ・救急車要請時刻 ・心肺蘇生開始時刻 ・救急車到着時刻 ・発作の時刻の継続時間 ◎発見者から聞き取り記録 ◎項目を尋ねて記録 ◎救急車に同乗する職員に現場で記録を渡す</p> <p>時計係</p> <p>○記録時に時間を読み上げ、記録係のサポートを行う</p>	<p>○寄宿舎前玄関から現場まで誘導</p> <p>【事務室職員：1名】 ・正門の門を開ける</p> <p>誘導 【1名】 ・寄宿舎棟玄関の自動ドアを開けドアスイッチをOFFにする ・舎1階エレベーターから現場まで誘導 ・現場の階エレベーターから救急車までの誘導</p> <p>【寄宿舎：1名】 ・舎2階エレベーター前で利用者の制限</p>

医療機関

緊急時対応マニュアルについて

○ 校務支援システムで緊急対応マニュアルシートを作成する

- ① **保護者確認** | 学期始業式に、前年度の緊急時対応マニュアルを保護者と確認する。(保健部が配布) 緊急連絡先や搬送先情報に変更がないか、緊急を要する状態及び対応等について確認。
- ② **入力方法** 校務支援システム ⇒ 個別の教育支援計画入力 ⇒ 新年度を入力 ⇒ 児童生徒を選択 ⇒ 緊急マニュアルシートに入力 ⇒ 登録 ⇒ 3部印刷して、保健部に提出(※白黒印刷で)
- ③ 2学期、3学期の始業式にも、確認し、変更があれば作成し直す。(3部印刷して、保健部に提出)

緊急対応マニュアル									
年					大分県立別府支援学校				
ふりがな									
氏名	血液型	生年月日							歳
住所					身長				cm
緊急連絡先 (優先順)	1				体重				
	2				処方薬				
	3								
緊急を要する状態及び対応					健康上の配慮事項				
診断名					搬送先情報				
					病院				
					1 電話番号		主治医		
					病院				
					2 電話番号		主治医		
アレルギー情報					その他(医療的ケア)				

血液型には、何も記入せず、斜線を引く。

4月の身体測定結果を記入

別紙『薬の調査及び災害備蓄薬について』を参照。9種類以上の薬がある場合は、その他(医療的ケアの状況)の枠に、【薬の追加】として記入。

【緊急を要する状態及び対応】

医療機関への搬送が想定される状態を詳細に記入する。
 ・状態悪化時のバイタルや表情、情緒面、等の様子を明記。
 ・状態の例をあげ、対応の仕方について明記。
 ・アレルギーのある児童生徒については、アレルギー発症時の対応についても記入。

【健康上の配慮点】

・本人に特徴的な体質や、体調悪化のきっかけとなる事項があれば記入
 ・保護者や担任が感じた、本人にしか見られない配慮点を明記

【搬送先情報の記入】

- ① てんかんなどの持病の悪化により主治医の病院搬送先を明記。
- ② 持病以外の傷病の場合に、保護者が希望するかかりつけの病院があれば明記。
- ③ 希望病院への搬送ができなかった場合、保護者と協議の有無を確認し、協議の必要があれば、明記。
- ④ ①～③以外は、学校指定の医療機関へ搬送でよいか確認して、「学校指定の病院」と記入。

【アレルギー情報】

アレルギーの内容や対応について記載する。アレルギー発症時の緊急時の対応については、【緊急を要する対応】に記入。

令和7年度 学校医および緊急時の搬送先病院について

校内の安全体制を万全に期するため、迅速な初期対応が不可欠と考える。

本校では、緊急事故が発生した場合、希望の搬送先病院がある児童生徒以外は、原則、以下の学校医及び救急医療機関と連携し、緊急搬送する。

(選定医療費)

学 校 医	(内科) 西別府病院小児科 植田 里枝子	2.200 円 ※電話相談無料
	(整形外科) 諫山整形外科 諫山 哲郎	なし
	(眼科) 右田眼科 右田 雅義	なし
	(耳鼻科) かめがわ耳鼻科 川本 洋	なし
	(歯科) 荘園豊田歯科 豊田 純一朗	なし
	(精神科) 向井病院 向井 正樹	なし
	(薬剤師) 太陽調剤薬局 木屋 智裕	

(選定医療費)

(救急病院) 別府医療センター	7.700 円
(救急病院) 鶴見病院 (※整形外科以外)	7.700 円 ※R6.4 より
(救急病院) 新別府病院 (整形外科)	7.700 円 ※R6.4 より
(歯科救急) 別府口腔保健センター (※荘園豊田歯科の紹介が必要)	なし

※救急車ではなく、タクシー等で搬送した場合、初診の場合選定医療費がかかる病院がある。

※初診料は、日本スポーツ振興センターの対象外となり、全額保護者負担である

↓

◎かかりつけがない、またはかかりつけに受診できない場合は、学校医に相談の電話をして、受診先のアドバイスをもらう。

・大分市	県立病院	7.700 円 (※歯科 5.500 円)
	大分赤十字病院	7.700 円
	大分中村病院	2.200 円
	大分大学医学部附属病院	7.700 円
	大分子ども病院	なし

ヒヤリハット及びアクシデントの扱いについて

※ 1年に、1人1回以上は、ヒヤリハットを提出しましょう。

1 ヒヤリハットとは

日常の指導や行為の中で、「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたり経験のことを指す。その行為や状態が見すごされたり、気づかずに実行されたりしたときに、何らかの事故につながる恐れがあるもののことを言う。インシデントの同義語で用いられている。

2 アクシデントとは

「事故」を意味する。

事故発生の構造を示す考え方として、「ハインリッヒの法則」がよく例に出される。1件の重大な事故の裏には29件の軽微な事故(アクシデント)と300件のニアミス(ヒヤリハット)がある。(図1参照)

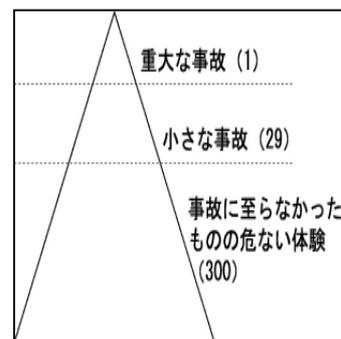


図1 ハインリッヒの法則

3 ヒヤリハットの情報共有の意義

- ・事故防止の努力には、ヒヤリハットの情報の共有化を図り、組織として取り組むことが必要である。
- ・事故防止の視点や危機管理意識を高めることができる。
- ・児童生徒のこの情報共有ができる。
- ・施設環境面の整備ができる。すぐに改善できることは改善、できない場合はどのように工夫して対応するかを共通理解する。

- ①報告書を作成し、庁内連絡で全員供覧する。ただし、至急、共通理解の必要なことは職員朝礼で知らせる。
- ②管理職が、ヒヤリハット報告を県に提出する。
- ③ヒヤリハット事例(県の報告より)
 - ・座っている椅子をガタガタさせたり、傾けたりする。
 - ・歯ブラシをくわえたまま移動した。
 - ・給食中に硬直発作があり、口腔内に食物が残っていたためかき出した。
 - ・作業学習にて、生徒がはさみを持ったまま、次の工程の作業に取り組もうとした。
 - ・下校の迎えの車に向かう際、走って飛び出す など

4 アクシデントの扱い方

- ①報告は、事故発生時の連絡体制に従う。
 - ※管理職と主事、学年主任と相談する、その後保護者に連絡を入れる。
- ②報告書を作成し、庁内連絡で全員供覧する。ただし、至急、共通理解の必要なことや救急車対応をした場合は、職員朝礼で知らせる。
- ③スポーツ振興センターの対象となるため、事故記録報告用紙を記入し、原本は養護教諭へ提出する。
- ④ヒヤリハットかアクシデントの判断に迷う場合は、管理職と相談する。

フッ化物洗口実施マニュアル

令和7年度
大分県立別府支援学校

1 本校におけるフッ化物洗口の目的

児童生徒の歯及び口腔内の衛生状態をふまえ、歯みがきや食習慣の改善とともにフッ化物洗口を行うことで、児童生徒本人と保護者のむし歯予防のニーズに応える。

2 対象

小学部、中学部、高等部の児童生徒のうち、本人、保護者ともにフッ化物洗口を希望する者。
ただし、安心安全に事故等なく実施するために、以下の条件をすべて満たすこととする。

- ① 学校での給食後、ていねいに歯磨きをしていること。
- ② 30秒間、落ち着いて下を向き安全にぶくぶくうがいが可能であること。
- ③ 漱口液をコップにしっかり吐き出せること。
- ④ 漱口後、30分間、水分など飲食ができない場合も、体調面に支障がないこと。
- ⑤ 持病がある場合、その状態が安定し良好であるか、また、漱口に支障を来たさないか、などについて、主治医に相談し、実施許可を得ていること。
- ⑥ 服薬をしている場合は、主治医や薬剤師に、フッ化ナトリウムを微量でも飲み込んだ場合の健康被害について確認を取り、実施許可を得ること。また、万が一誤飲や体調不良を起こした場合の対応について、詳しい指導を受けていること。
- ⑦ 希望する保護者が研修会に参加し、フッ化物洗口についての説明を受け、内容について熟知し、同意していること。
- ⑧ 漱口を行うにあたり、保護者と本人の意思統一がなされていること。

3 実施方法および実施条件

- ・450ppm濃度のオラブリス漱口液(フッ化ナトリウム)を、水に溶かした漱口液、小学部6ml、中・高等部10mlを、週一回30秒以上の「ぶくぶくうがい(口の中にとどめて、ぶくぶくの動きをし、液を吐き出す)」を行う。その後30分間飲食をしない。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の県教育委員会からの通達を厳守し、万全の体制を整え実施する。

フッ化物洗口実施上の留意点

特別支援学校版 教委体第658号 令和4年7月1日

*** 学校歯科医師に相談の上、各学校の実情に合わせて適切に実施する。**

*** 児童生徒の特性から下記方法が難しい場合(特に着席が難しい場合)は十分な距離をとる等工夫して行う。**

1. 実施場所

- ・窓を開け換気をする。
- ・教室で実施する場合は、できるだけ児童生徒間を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとる。(給食時間と同じ状況であれば可)
- ・別室で行う場合も密にならないよう十分な距離が確保できる場所で行う。
- ・可能な限り着席して行う(児童生徒の特性から着席が難しい場合や洗面で行う必要がある場合は十分な距離をとり、少人数で順番に行う等工夫する)。

2. 漱口液の準備・配布等

- ・職員は準備前に手指消毒もしくは石けんで入念な手洗いをを行う。
- ・漱口液配布時に、ティッシュペーパー2枚程度(漱口液を十分吸収できる量)も配布する。

3. 洗口方法・液の吐き出し方についての指導

- ・マスクは洗口液をもらったあと実施直前に外し、すぐに洗口液を口に含む。
- ・うがいは下を向いた姿勢で行う。
- ・ぶくぶくうがいの後、コップを口につけるようにしてうがい液を出す。
- ・口に残った洗口液が気になる場合はティッシュペーパー等を口にあてつばと一緒に出す。
- ・実施後はティッシュ等を紙コップに入れうがい液をしみこませる。
- ・終了後マスクをつける。

4. 洗口液の回収

- ・児童生徒は着席したまま職員が回収。紙コップは投げ入れたりせず静かに捨てるよう指導する。
- ・紙コップ回収後は放置せず速やかに職員が袋の口を縛り捨てる。
 - * 感染予防の観点から、紙コップを使用し、紙コップにティッシュ等を入れて洗口液を吸わせ、そのまま袋に捨てさせる方法をとる。

5. 実施後

児童生徒職員ともに石けんで手洗いもしくは消毒液で手指消毒を行う。

- 4 実施日時 毎週 水曜日 昼休み
- 5 場所 各学部の教室等
- 6 方法 450ppm濃度のオラブリス洗口液、小学部6ml、中・高等部10mlを、ぶくぶくうがいで行う。（週5回法の濃度）
- 7 実施責任者 大分県教育委員会および学校管理者
- 8 実施手順
- (1) 前日（火曜日）に保健部の係が保健室に保管している空の容器及び実施記録簿を、17時までに事務室に持って行く。
 - (2) 当日（水曜日）の午前中、学校歯科医が調整した洗口液を、事務室職員が学校歯科医のところに行き、事務室のテーブルに置いておく。（夏期は事務室の冷蔵庫で保管）
 - (3) 給食終了後、実施グループごとに、担当者が洗口液及び実施記録簿を事務室に取りに行く。
 - (4) 担任は、洗口液に浮遊物等の異常がないか、必ず確認する。
担任の見守りのもとで、新型コロナウイルス感染症感染対策（上記、留意点を参照）を徹底し、30秒間の洗口を行う。（タイマー・ストップウォッチなどを活用）
 - (5) 終了後、30分間飲食をしないことを伝える。
 - (6) 実施グループごとの担当者は、実施記録簿に実施者名、未実施者名、特記事項などを記録し洗口液の容器と一緒に保健室に持って行く。
 - (7) 養護教諭は、洗口液の容器を水道水で丁寧に洗い、乾燥させる。

9 実施上の確認事項および注意点

<安心安全で効果的な実施>

①フッ化物洗口実施について

【継続実施者】

- ・昨年度実施の児童生徒については、継続希望の有無を、歯科検診終了後をめやすに調査する。
- ・継続希望者は、歯科検診終了後より洗口を開始する。小学部の継続希望者は、実施前に学校歯科医による30秒間のぶくぶくうがいの確認を行う。

【新規実施者】

- ・歯科検診後に希望調査を行う。
 - ・希望者の保護者は、2学期始業式に行う学校歯科医による保護者研修会で研修を受け、理解の上、実施する。
 - ・希望者の児童生徒は、学校歯科医による30秒間のぶくぶくうがいの確認終了後、洗口を開始する。
- ②本校に新しく赴任してきた教職員・該当者の担任は、希望調査後実施の校内研修を必ず受け、事故のないようにフッ化物洗口に対する理解を深める。
- ③フッ化物洗口をすることで安心せず、これをきっかけとしてむし歯予防にむけ、歯みがき指導や食育も併用して行う。
- ④担任や実施可能なクラスの教員（本年度の事前職員研修を受けている者）が不在の場合や、学校行事等で下校時間が変更の場合、または、本人の体調不良時には実施しない。
- ⑤フッ化物管理の安全上、フッ化物洗口実施希望者が3か月以上未実施の場合、一旦フッ化物洗口を休止し、保護者、本人と相談の上再開する。

<器具・洗口液の取り扱い>

- ①洗口液の管理は必ず教職員が行い、教職員間で受け渡しを確実にする。
- ②洗口液の入った容器を教室や保健室に放置しない。
- ③残った洗口液は排水口に流す。

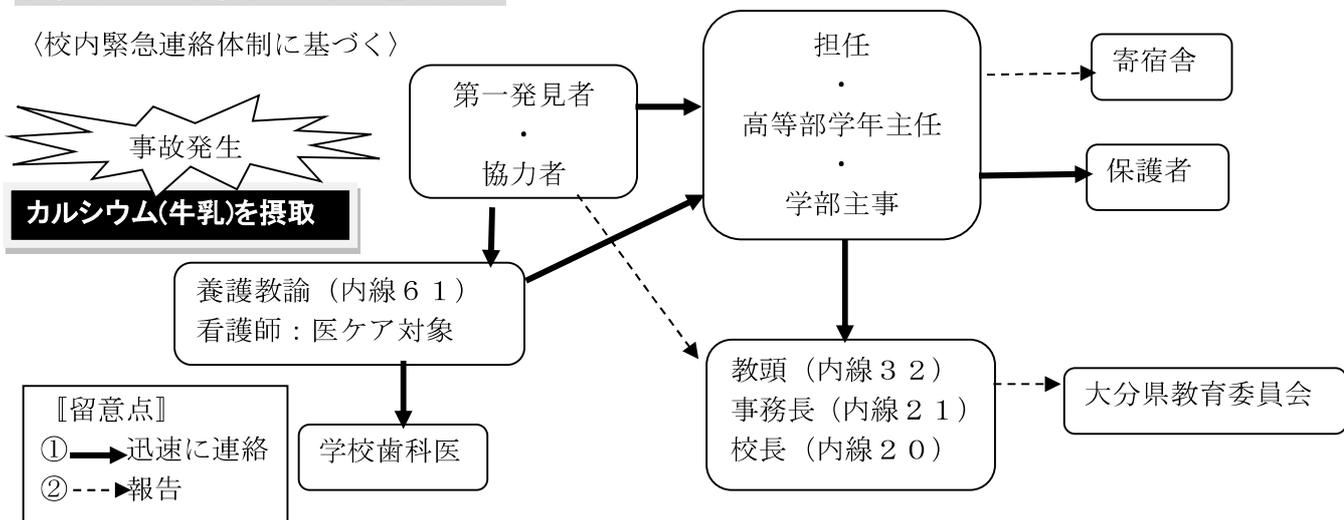
<誤飲時の対応>

- ① 誤飲などの緊急対応については、直ちに**※牛乳**を、飲み込んだ量以上の分量を飲ませ、下記連絡体制に沿って動く。学校歯科医に連絡し、指示をもらう。実施記録簿には誤飲時の様子や、学校歯科医からの指示内容も詳細に記録する。
- ②担任は保護者に連絡するとともにアクシデント報告をする。
- ③児童生徒に嘔吐、腹痛、下痢などの症状がある場合は、ただちに医師の診察を受けさせる。

※フッ化ナトリウムを飲み込むと、急性中毒症状が起きることがあるが、カルシウムとフッ化ナトリウムが反応し、フッ化カルシウムが形成され、血中に吸収されにくくなり低カルシウム血症も未然に防ぐことができる。

誤飲などの事故発生時の連絡体制

〈校内緊急連絡体制に基づく〉



学校における感染症の対応について

R7年度

1. 児童生徒の健康観察、感染予防策

(1) 生活習慣、感染対策の指導

- ・食事、睡眠、適度な運動の指導を保護者と連携し実施。
- ・手洗い、うがいの指導。ハンカチ・タオルの共有を避ける。
- ・適切な換気の徹底。
- ・抵抗力や免疫力の低い病弱の児童生徒が在籍しているため、リスク回避のためマスクの着用の推奨。ただし、子どもの健やかな発育・発達の妨げとならないよう、感染症の発生状況を注視しつつ、個に応じて対応。

※特に、何らかの症状（アレルギー症状の疑い等も含む）がある場合や、IV課程・医ケア児童生徒との活動中は、マスクを着用。

※教職員は、原則マスクの着用。※特に児童生徒と活動している時間はマスクを着用。

(2) 健康観察の実施

①登校前：本人の体温測定、食欲、排泄状況などで健康観察を実施、必要に応じて、同居家族の健康状態の報告を依頼。

→連絡帳に体温を含む体調不良について記入する欄を設け、保護者に記入を依頼する。

★風邪症状など、感染症が疑われる場合

- ・躊躇なく自宅療養を促し、受診を勧める。
- ・受診後は結果を学校へ報告してもらい、担任は養護教諭・教頭・学部主事・学年主任に報告する。
- ・受診の結果、学校感染症であった場合は、それぞれの出席停止期間に基づき対応。登校再開後に罹患届提出を依頼する。

インフルエンザおよび新型コロナウイルスに関連した対応

- ・同居家族等が感染し、本人に症状がなく登校を希望している場合について
→登校は可。ただし、登校前の抗原検査（新型コロナウイルスのみ）をお願いする場合がある。
マスクの着用の推奨。給食等は個別対応を推奨し健康観察を念入りに行う。IV課程や医療的ケア児童生徒との接触は避ける。

※発症した同居家族等と完全に隔離できている状況の場合は、この限りではない。

②登校後：登校時、給食前の検温、健康状態のチェックを実施。

- ・学校で発熱（平熱+1℃以上）があった場合は、相談室Ⅱへ移動（利用時は高等部へ連絡）
- ・登校後、発熱などの感染が疑われる症状が見られた場合は、早退を促し、受診を勧める。
- ・風邪症状および発熱があった場合は、別室にて隔離して対応する。
- ・対応した職員は、他児童生徒や職員との、接触を極力減らす行動をとる。

2. 教職員の健康観察、感染予防策

- ・職員について、朝の健康観察を各自行う。
- ・児童生徒への対応の際、教職員が感染症の媒介者にならないように感染対策を徹底する。

★以下の標準予防策（スタンダード・プリコーション）「人の血液・体液や人から分泌・排泄される全ての物質。（尿・痰・便・膿など）は感染症のおそれがある」に基づき対応する

①手洗い・手指消毒

児童生徒へ介助を行った前後、分泌物等にふれた可能性がある場合は、石鹸での丁寧な手洗いを実施する。また、適宜手指消毒を行う。

②吐物、排せつ物の処理

- ・最少人数で処理セットを用いて素早く片づける。
- ・処理セット設置場所の教室表示の下にバケツのイラストを掲示。
- ・嘔吐物処理セットの中にある手順表や動画を見ながら処理する。

③痰・鼻水の処理

- ・ティッシュで拭き取った後は、ビニール袋に入れて口を縛り捨てる。
- ・介助して拭き取った後は、手洗いをする。

④血液の処理

- ・血液に直接触れない。使い捨て手袋を使用する。
- ・介助者は手に傷がある場合、傷は保護しておく。
※血液に触れた場合は、速やかに手洗いをする。
- ・血液で汚れた衣服は、処理中の感染を防ぐため持ち帰らせる。

⑤その他

- ・感染の恐れがある場合は、感染対策用品を活用して児童生徒に対応する。
- ・軽症でも体調不良が認められた場合は、集団での喫食を避ける。
- ・感染者から飛沫を浴びた恐れのある場合は、衣服を着替える。

3.校内環境整備

(1) 校内清掃、および消毒作業

- ・日常的な清掃を実施する。
- ・必要に応じて次亜塩素酸水を用いて、共用物など、手でよく振れる場所を消毒する。
※次亜塩素酸水（白いスプレーボトル）は保健室内、コンテナに準備。

→スクールサポートスタッフによるトイレ・ランチルーム、IV課程・医ケア児童生徒の教室周辺、感染症の拡大が懸念される場所の周辺等の消毒作業を実施。教員による教室の衛生管理の徹底。

★配布および回収日について→スプレッドシートに記載。配布後使用期限は3週間。

例：配布から3週間目の金曜日に回収し、翌週の月曜日午前中に配布可能な状態としているため、順次受け取りに来る。

(2) 教室内換気、室温湿度等の調整

★室温、および換気等の基準は学校環境衛生基準に基づき調整する。

- ・窓を10cm程度解放、2方向の窓を開け、換気を実施する。
- ・換気扇、サーキュレーター、空気清浄機（保健室、ケアルーム）、加湿器を活用。
- ・CO₂計測機を各学部、ランチルーム、職員室、保健室、事務室等に設置。
※感染症拡大期においては、CO₂濃度は1000ppm以下を保つことが望ましい。
- ・夏季は、28℃以下、また冬季は、室温19℃以上、湿度40パーセント以上を保つよう注意する。
※CO₂センサーは年度末に保健室にて回収を行う。

<冬場における換気の留意点>

- 暖房器具の近くの窓を開けると入ってくる冷気が暖められ室温の低下を防ぐことができる。なお、暖房器具の種類や設置位置の決定に当たっては、カーテン等の燃えやすい物から距離をあけるなど火災の予防に留意する。
- 短時間に窓を全開にするよりも、一方向の窓を少しだけ開けて常時換気を確保する方が室温変化を抑えられる。この場合でも、暖房によって室内・室外の温度差が維持できれば、十分な換気量を得られる。
- 人がいない部屋の窓を開け、廊下を經由して少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れることも、室温を維持するために有効。
<厚生労働省インフルエンザ対策ホームページ>【令和6年度】今シーズンのインフルエンザ総合対策 より抜粋

(3) 衛生物品の整備

- ・各教室へ体温計、消毒用綿花、手洗いせっけんボトル、手指消毒用アルコールを設置し、活用する。
→体温計の電池交換は事務室へ。消毒綿・手洗いせっけん液・消毒用アルコールの補充は保健室にて保管。各教室の担当教員が補充し管理。併せて、消毒綿等については、年度末に保健室にて回収。
※消毒用アルコールについては詰め替え後、3か月有効（スプレーボトルに有効期限を記載）
(例) 4/1に詰め替えの場合↓) R6.7/1まで。
- ・外部からの来客がある出入り口に、消毒用アルコール、非接触型体温計を設置。
- ・マスクの予備、排泄介助用の手袋は保健室に保管。

4.感染状況を考慮した学習活動と行事の参加

(1) 学校行事

- ・行事計画者は感染症対策を盛り込んだ実施計画の立案を行う。
- ・校外学習時、行事計画者は緊急時対応について、スムーズに受診が出来るようにするため、医療機関への事前の依頼を行う。

(2) 給食

- ・食事会場は、ランチルームまたは教室。対面を避け分散させるなどの工夫は学部ごとに検討。
- ・給食会場の換気の徹底（CO₂センサー1000ppm以下）。
- ・周囲の感染状況を注視しつつ、必要な場合はパーテーションで仕切るなど、会食時のリスク回避。
- ・児童生徒および教職員に、体調不良者や家族内罹患者がいる場合は、別室にて喫食する。
- ・給食中に嘔吐した場合は、嘔吐物処理セットの手順や動画に従い対応する。
- ・感染症の疑いがある人と接した職員は、原則として給食の配膳・介助には入らない。

5.その他

- ・学校内の感染状況や予防についての呼びかけは、朝礼やスプレッドシート、庁内連絡を活用し啓発を行う。
- ・地域の感染状況を「学校等欠席者・感染症情報システム」を活用し、把握をおこなう。
★学部主事は午前中までに保健室へ欠席連絡を提出する。
- ・掲示物およびほけんだよりにて、感染対策についての指導助言を児童生徒及び保護者へ実施する。

第2種・3種の学校感染症に関する児童生徒及び同居家族の学校対応図

R7年度 保健部

第2種・3種の感染症に関する対応については、以下のとおりとする。教職員の場合も以下に準ずる

		児童生徒本人(教職員)				
		感染者	症状あり (感染の可能性あり)	本人症状なし		
				近くに感染者あり	近くに感染者なし	
同居家族や日常的に一緒に過ごす人	感染者	出停	登校見合わせ 受診の勧め	登校可		
	感染の可能性あり	出停	登校見合わせ・ 受診の勧め	登校可	登校可	
	本人症状なし	近くに感染者あり	出停	登校見合わせ・ 受診の勧め	登校可	登校可
		近くに感染者なし	出停	登校見合わせ・ 受診の勧め	登校可	登校可

<出停から登校再開になる時期>

- ・法で定める、出席停止期間を過ぎ、主症状が消失した場合。
- ・家族が登校の可否を医師に尋ね、医師より登校可の判断が下りた場合。
- ・「本人が感染者」から登校再開になる際には、保護者より罹患等届を提出。
- ・病院を受診した結果、明確な診断がされなかったが、疑いがあるとして『処方薬』が処方された場合は、出席停止扱いとする。
- ・症状により、医師の判断で出席停止の期間内に、「登校が可能。」と判断された場合、本人の体調を詳細に聞き取り、症状が回復していることを確認し、登校可能とする。
- ※ただし、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を除く。

感染症拡大予防のために

<感染者と濃厚に接した児童生徒・教職員の対応>

- ・該当学年、クラスの教室の換気と入念な清掃、検温（朝・給食前・帰る前）など丁寧な健康観察。
- ・医療的ケア対象及びIV課程の児童生徒との関りを避ける。
- ・給食の配膳・介助、ランチルームの利用をしない。
- ・感染性胃腸炎の場合は、汚染された箇所の消毒と換気をし、消毒作業を行なった者は、給食の配膳には携わらない。また、原則、医ケアおよびIV課程の担当者は、消毒作業は避ける。
- ・必要に応じて、着替えを行なう。
- ※その他（合同授業への参加等）については、学部の実状に応じて対応する。

※期間については、インフルエンザや新型コロナウイルス、感染性胃腸炎は2~3日間、それ以外の感染症については当日。

<学校の対応>

- ・当該学年、クラスの罹患歴等について調査を行う。
- ・校内で二次感染が発生した場合には、保護者へ啓発の通知文または39メール等を出す。
- ・学校での感染症への対応について、保護者の理解を得ておく。
- ・些細な変化を見逃さないため、普段から児童生徒の日常の様子、家庭での行動面をできるだけ把握しておく。

<インフルエンザおよび新型コロナウイルスに関連した対応>

- ・同居家族等が感染し、本人に症状がなく登校を希望している場合は登校が可能。ただし一定期間（3日間程度）マスクの着用と個別対応を推奨し健康観察を念入りに行う。発症した同居家族と完全に隔離できている状況の場合は、この限りではない。※新型コロナウイルスにおいては抗原検査のお願い

登校見合わせ
受診の
勧め

重度重複・病弱児童生徒が在籍するため、感染の可能性が否定できない症状等がみられる場合は、慎重な対応をとる。

- ・一日の様子や朝の様子で、少しでも「症状がある。」と判断した場合は、登校を控えてもらい、受診や休養を勧める。

登校可

登校できても、感染の可能性が否定できない場合、念入りの健康観察を行う。

学校感染症に関しては、感染後の発症に個人差があり、罹患しても症状の出方に違いがある。また、発病前の潜伏期間中に感染力のある感染症もあり、発病の有無についての判断や、感染予防が難しくなっているため、以下の点を観察し、必要に応じて、保護者連絡・早退を検討する。

- ・情緒面（機嫌の悪さなど）の変化を観察。
- ・給食前の検温や食欲などに違いがないか観察。

新型コロナウイルス感染症

※令和7年4月より、校内の規約を改訂

出席停止期間…発症して後(発症日を0日として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

(例)	発症日当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 <u>3日目</u> に症状軽快				 症状軽快			登校 OK	→	
発症後 <u>4日目</u> に症状軽快					 症状軽快		登校 OK	→	
発症後 <u>5日目</u> に症状軽快						 症状軽快		登校 OK	→
発症後 <u>6日目</u> に症状軽快							 症状軽快		登校 OK
無症状	検体採取日						登校 OK	→	

※発症日から6日間は、症状が改善していても登校することはできません

※登校前の抗原検査は、軽快したが少しでも症状が残っている人のみ

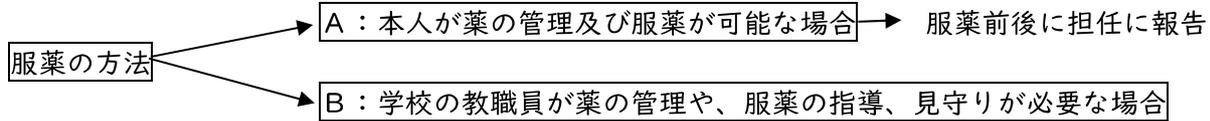
- ※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱（37.5℃未満）し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ※ 発症日とは、発熱や咳など新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た日のことを言い、その日を0日目と数えます。
- ※ 解熱は基本的に37.5℃未満(平熱が低い場合は、平熱より1℃未満の高さであること)と考えてください。
- ※ 解熱剤を飲まずに体温が平熱に戻った日が解熱した日となり、その日を解熱後0日目と数えます。
- ※ 1日の中で発熱と解熱の両方があった場合は、発熱した日となります。
- ※ 登校が可能になった前日の様子で、症状が軽快はしたがまだ少し症状が残っている場合、抗原検査のご協力をお願いします。
- ※ 発症後10日間程度、ウイルスの排出が見られることから、マスクの着用を推奨します。
- ※ 発症後10日間程度、IV課程および医療的ケア対象児童生徒との接触は避けます。
- ※ 同居家族に感染者が出た場合、登校前に抗原検査のご協力とマスクの着用をお願いします。
- ※ 同居家族に感染者が出た場合、感染のリスクがあるため登校を控える場合は、出席停止扱いにすることもできます。

令和7年度学校での与薬について

保健部

教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用する行為は、医療的行為に当たるため行うことはできませんが、『医師法第17条、歯科医師法17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)』(教委体1460平成17年9月12日)より、条件を満たしていれば、保護者に代わって教職員が与薬の介助することができる

本校では、児童生徒の健康管理上、学校において与薬が必要と主治医が認める場合に行う。



医師の処方した薬、与薬依頼書、薬局でもらう薬の説明書を提出してもらう。

※市販薬や保護者の判断で持参された薬は、原則、学校では使用不可。

<与薬の種類とその違い、扱い方>

与薬依頼書の種類		書類提出後の扱い、保管
①短期臨時薬	風邪薬など2週間未満の短期に服用する場合	1. 連絡帳などのファイルに挟み、担任が確認してサインをする。 2. 服用する薬の説明書のコピー1部を養護教諭に提出
②定時与薬	持病の薬など、毎日定時に服用する場合	1. 担任は起案書を作成 2. ②の依頼書と薬の説明書のコピーを添付して決裁を受ける。 3. 決裁終了後、原本+全てコピー1部(両面)を保健部に提出。
③応急薬(頓服薬・座薬)	向精神薬、抗けいれん剤など、状態の悪化を防ぐため、医師の指示のもと、応急的に使用する場合	1.担任は依頼書に基づき与薬実施マニュアルを作成。 2.保護者より記名および同意印をもらう。 3.起案書には、1)③の依頼書、2)与薬実施マニュアル(担任作成)、3)薬の説明書のコピーを、スキャンして決裁を受ける。 ※座薬の場合、4)医師の指示書も添付 4.決裁終了後、原本+全てコピー2部(両面)を養護教諭に提出。
文書管理 【管理簿冊：保健管理】 【公開区分：非公開】 回議先 ・・・管理職・養護教諭 決裁後供覧 ・・・3学部主事・学年長・保健主任・クラス教員・その他与薬にかかわる人		

<薬品の扱い方>

薬品は、原則として処方薬とし、1回分ずつ名前と時間を記入したもの(1包化したもののみ認められている)を持ってきてもらう。薬品の管理は、依頼書に基づき行う。与薬後の袋は、持ち帰らせる。預かった薬は使用期限を守るためにも、学期末に持ち帰らせて、保護者に期限の確認をしてもらう。

○ 1回分ずつ 記名



<薬の相互作用による禁止食品について>

薬の種類によって注意が必要な食品があります。保護者からの聞き取りや薬の説明書等の確認をして、あれば保健室に報告してください。

<学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について>

*教員の実施が認められている

てんかん発作時の坐薬は、「主治医指示書」の提出を必要とする。

平成28年2月1日に厚生労働省より「学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合」の条件が明記された。

解熱剤、吐き気止め等の坐薬は教員実施不可。

坐薬挿入後は、医師の指示に従い医療機関での受診もしくは自宅療養が必要。担任は、担当児童生徒の保護者と緊急時に備えて連絡がとれること、早退の対応になることを事前に確認しておく。

<薬等の調査 及び 災害用備蓄薬の与薬について>

(目的) 薬等の調査

本校は病弱支援学校であり、日常的に服薬をしている児童生徒が多い。健康診断時や緊急時の病院受診時に、服薬の有無や種類を尋ねられることがある。そのため、現在、主治医より処方されている薬の内容を把握するための調査。

災害用備蓄薬の与薬

災害時の備蓄品に薬を持参している児童生徒が、学校で安全に服薬をさせるための調査。災害時の与薬依頼書を兼ねており、服薬させる内容を詳細に把握するためのもの。

(調査方法)・学期ごと(4月・9月・1月)に配布し、調査する。

- ・服薬なしの場合も、全員提出
- ・原本+薬の説明書のコピー+全てのコピー1部(両面)を保健部に提出
- ・災害時に、服用する薬がある場合のみ、原本コピー+薬の説明書のコピー1部(両面)を薬と共に非常持ち出し袋に保管する。
- ・ケアの欄には、自宅で行っている医療的ケア内容を記述

※災害用備蓄薬与薬依頼書(用紙の下段)に、保護者氏名および捺印

※服薬する薬名の左に○印をする

⑦ 災害時対応(保健関係)について

1 フローチャート(資料1)

2 避難時対応 (資料2)

3 避難所における個人健康観察表 (資料 A, B)

①目的

児童生徒が、災害時に避難所で生活をしなければならない場合に、教員間で児童生徒の体調面の共有ができるように備えておく。

②作成者

担任

③作成する表 及び 印刷

- ・児童生徒に応じて、**資料 A か B** を作成する。
- ・学部、学年、氏名、注意して観察してほしいこと、薬の飲ませ方、平熱、服薬状況を入力する。
(在校生は、昨年度の担任が作成している。年度途中で状態の変化があった場合は、作成し直す。)
- ・3部印刷する。

④データ

共通 ⇒ 共通 2025 ⇒ 400 その他 ⇒ 【保健部】各種様式 ⇒ 07 避難所における個人健康観察表、小学部、中学部、高等部

⑤保管場所(3か所)

緊急時個別マニュアルファイル：教頭席後ろの棚の中、事務室の棚、保健室の棚

学部 小・中・高 年 氏名 ()

《注意して観察してほしいこと》

《薬の飲ませ方》

平熱 °C

服薬 有・無

(朝・昼・夜)

日付	月 日()	月 日()	月 日()
体温	朝 °C	朝 °C	朝 °C
	昼 °C	昼 °C	昼 °C
	夜 °C	夜 °C	夜 °C
食事摂取状況	朝 服薬	朝 服薬	朝 服薬
	昼 服薬	昼 服薬	昼 服薬
	夜 服薬	夜 服薬	夜 服薬
水分摂取量	午前 ml	午前 ml	午前 ml
	午後 ml	午後 ml	午後 ml
	計()ml	計()ml	計()ml
排泄	午前 尿()回 便()回	午前 尿()回 便()回	午前 尿()回 便()回
	午後 尿()回 便()回	午後 尿()回 便()回	午後 尿()回 便()回
	夜間 尿()回 便()回	夜間 尿()回 便()回	夜間 尿()回 便()回
睡眠	: ~ :	: ~ :	: ~ :

熱中症対応に関するフローチャート

熱中症の疑いあり

(暑熱環境にて体調不良)

意識がある

意識がはっきりしない・意識がない

- ・涼しい場所に移動
- ・衣服を緩め、身体を冷やす
- ・全身状態の観察

校内緊急時対応
管理職報告

自分で飲み物が飲める

自分で飲み物が飲めない

- 119番通報
- AEDの使用
- 応急処置
 - ・涼しい場所に移動
 - ・衣服を緩め、身体を冷やす
- 保護者連絡

水分・塩分を与える
(冷水・スポーツドリンク・経口補水液)

症状が改善する

症状が
改善しない

医療機関へ搬送

- (医者に伝えること)
- ・発症時の環境や状態
 - ・持病や服薬中の薬

気分が回復するまでしばらく安静にする
管理職及び保護者に連絡をする

⑧熱中症予防のポイント

こまめな水分補給やクーラーの活用など、基本的な対策に加えて、『命を守る』ために、学習活動の安全性を確認すること。

〈ポイント1〉

熱中症に関するデータを活用し、根拠に基づいた判断を行う。(個人で判断しない)
環境省から出されている、『熱中症予防情報サイト』の活用

☆居住地(大分・別府)の、活動したい時(今現在)の暑さ指数が、その場でわかる。

☆子ども・車いす利用者に対して、活動したい時間帯の暑さ指数がわかる。

☆体育的活動で、屋外・体育館の暑さ指数がわかる。

☆熱中症警戒アラート等 メール配信サービス(無料)で、個人のスマホで知りたいときにわかる。

◆ポイント・朝予想がつきやすく、授業変更や事前連絡がしやすい

□日本気象協会から出されている、『tenki.jp』の熱中症情報の活用

☆居住地(別府市)の一時間ごとの暑さ指数がわかる。

☆天気・湿度・気温・暑さ指数が一目でわかる。

◆ポイント・その日の天気、気温、降水量、暑さ指数、PM2.5など、屋外での活動や校外学習などに活用しやすい

□校内に設置されている、『黒球式熱中症指数計』の活用

☆職員室出入口の左側(放送室入口の右)、体育館の校内電話の隣に設置。

◆運動前に担当者は必ず指数計をチェック。現場のWBGT(暑さ指数)の温度レベルで判断できる

【注意事項】

- ・熱中症アラートが発令されている日は、室内でもクーラーがない部屋での活動は避ける。
- ・熱中症アラートの発令の有無、暑さ指数のレベル等の確認をして、運動場・体育館・野外での活動を許可する。

【必要事項】

- ・水筒等を持参していない児童生徒の確認をし、対策をとる。
- ・朝の会での日程説明時に、暑さ指数などを付け加え、『命を守る行動』を養う。
- ・小学部や車いすの児童生徒の熱中症予防対策を、個人ごとに必ず話し合っておく。
- ・熱中症発生時の応急処置について、フロー図を確認し対応できるようにしておく。



QRコード：厚生労働省 熱中症を防ぐために知っておきたいこと
熱中症予防のための情報・資料サイト 「障がいをお持ちの方へ」

<ポイント2>

すべての教職員が応急手当を理解しておく。

- 涼しい陽の当たらない場所に寝かせ、衣服をゆるめる。
- 足を高くして寝かせる。
- 水分・塩分を補給する。(意識がないときは、NG)
- 体を氷で冷やす。(脇の下、頸部、股関節など)
- 経過観察中、容態が急変し、死に至るケースもあるので注意を怠らない。
- 昏睡状態でけいれんを伴う場合はもちろん、応答が鈍いなど、少しでも意識がはっきりしていない場合は救急車を要請し、早期に医師の手当てを受ける。
- 医師の診断までの間、濡れタオルや氷などで体を冷やすなどの応急手当を行う。
- 緊急時の対応のために、応急対応の研修や、連絡先(学校医、消防署、教育員会、家庭等)を明確にするなど、救急体制を確立しておく。

(2) 運行中における地震等の自然災害

①運転手及び添乗員は、児童生徒の安全を確認する。(状況に応じて応急処置)

②運転手及び添乗員は、児童生徒の安全を確保する。

(バスを安全な場所に移動。非常扉を開放。車内に待機させる等、最善と思う措置を取る)

③運転手及び添乗員は、教頭へ状況を報告し、指示を受ける。

④教頭・担任・バス係は保護者へ状況を連絡する。

※学校とバスの間で連絡が取れない場合は「緊急時対策マニュアル」に従い、臨時的な体制を取ります。保護者の方もご自分の安全を第一に考えた行動をお願い致します。

(3) 運行中の児童生徒の事故(転倒・発作・嘔吐等)

①運転手及び添乗員は、車中にて可能な応急処置を行う。

②必要に応じて適当な場所に停車する。

③運転手及び添乗員は、児童生徒の状況を教頭へ報告し指示を受け、必要な場合は救急車を要請する。

④教頭・担任・指導部(バス担当)は保護者へ状況を連絡する。

5 バスの乗降について

(1) 居住地からスクールバス乗降場所までの対応は、保護者が責任を持って行ってください。

また、乗降に関しても原則として保護者の方が車椅子の固定および解除、バス座席までの送迎を行うことになっています。ご協力お願い致します。

(2) 乗降場所に長時間停車できません。登下校バスの通過予定時刻の5分前までに所定の乗降場所で待機し、児童生徒がすぐに乗り降りできるように準備をお願い致します。

(3) スクールバスの通過予定時刻に乗降場所にいないときには、バスは通過します。下校便は学校まで連れて帰りますので、学校へ迎えに来ていただくこととなります。

(4) 児童生徒がバスに乗り遅れる等の事態が発生した場合について

①バスの到着から発車時間までに余裕がある場合には、本人または保護者に連絡します。

②バスは定時に発車します。

③添乗員、運転手は原則バスから降車しません。(安全な運行のため)

④バス携帯から教頭に連絡、教頭より保護者へ連絡します。

6 運行路線について

○原則として、年度初めに決定した乗降時間や場所、送り迎えの保護者等は、1年間変更できません。ただし、1か月間の試運転期間を設け、時間の調整を行います。その間、不都合等が生じた場合、乗降場所や時間に変更になることもあります。

7 緊急連絡先について

【別府支援学校 本校】0977-24-0108 (本校スクールバス担当:)

【運転手】 さん 【添乗員】 さん

【バス携帯】 0 3

【大分駅】097-532-1958 【大分中央警察署】097-533-2131

【別府駅】0977-21-2248 【別府警察署】0977-21-2131

(7) 学校のプールの安全管理について

【目的】

学校のプールの管理について、事故防止を目的に作成している。内容については、「水泳指導の手引」(文部科学省)、「学校プールの安全管理指針～排水口による吸い込み事故防止のために」(埼玉県教育委員会)等を参考に、次の事項に基づいて施設・設備の維持管理及事故防止に努める。

【プール開設前に整備しておく事項】

- ①プール管理体制の整備
- ②事故発生時の対応及び緊急連絡体制の整備
- ③教職員へのプールの安全管理について周知
 - ・施設点検フローチャート
 - ・水質基準について
 - ・塩素等薬品の管理と適正な使用について
 - ・開設前の点検チェックリストについて
 - ・プール日誌について
- ④新型コロナウイルス感染症対策について周知

(8) 学校いじめ防止基本方針

①いじめ防止に関する基本的な方向、取り決めについて

いじめは児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長と人格形成へ重大な影響を与え、児童生徒の一生を左右する危険性をもはらんでいる。また、生命や身体の重大な危険を被るおそれがあることを我々は強く認識すべきである。

昨今、児童生徒が安心して学習に励み、その他の活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わずいじめが行われない取り組みが求められている。いじめは、まちがっている、人として許されないことであるというメッセージを当事者に真剣に伝え、毅然とした態度で対応することが大切である。しかし、対症療法的だけではいじめを完全に解決することはできない。いじめを未然に防止するために有効な教育活動に取り組むことも必要である。そのためには児童生徒一人ひとりが相互に信頼関係を築ける授業づくり、学級集団・学習集団づくりとともに児童生徒が集団の一員としての自覚をもち、ストレスにとらわれず互いに認め合う学校・学級の風土をつくるよう教員集団の組織的な働きかけが必要となる。そこで、本校では今後、組織としていじめ問題に対応するため、「いじめ防止対策推進法」及び「大分県いじめ防止基本方針」に基づき、「大分県立別府支援学校いじめ基本方針」を定めることにする。

②いじめとは

【いじめの定義】

- ・「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。【文部科学省ホームページより】
- ・「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

【いじめ防止対策推進法より】

【いじめに対する基本的な考え方】

「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」

(1996年1月30日 文部科学大臣「緊急アピール」)

- ・一部の問題を抱えた子どもだけが関わる問題ではない。
- ・誰でも被害者にはもちろんのこと、加害者にもなりうる。
- ・同じような頻度で毎回発生していたとしたとしてもそこに関わった子どもは大きく入れ替わっている。

③いじめ防止の指導体制・組織的対応に関して

【基本方針】

- ・特定の教員で抱え込まない仕組みづくり
いじめの判断は組織的に行うことが必要。教職員は些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。
- ・具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等の実施。

【日常の指導体制の見直し及び防止のため手立て】

◇学習指導の充実

- ・児童生徒一人ひとりが相互に信頼関係を築け、自己充実感を感じられる授業
- ・学習内容がわかり、意欲的に取り組むことなどで達成感が得られる授業

◇特別活動・道徳教育・人権教育の充実

- ・児童生徒が集団の一員としての自覚をもてるクラス・学年経営
- ・ボランティア活動の充実
- ・講演会や道徳教育、人権教育の充実
- ・情報モラル教育の充実

◇児童生徒・保護者と教員集団の相互の信頼感

- ・児童生徒と教職員の相互の信頼関係構築
- ・教職員間の児童生徒に関する情報共有
- ・保護者との連携

◇研修及び体制の整備

- ・早期発見の手立て
- ・早期解決のため発生時の指導体制及びマニュアルづくり
- ・発達の特徴といじめの特徴や各発達段階における指導上の留意点
- ・携帯電話やスマートフォンによるSNSを通しいじめへの対応
- ・専門機関との連携（大分県生徒指導支援チーム等）
- ・相談機関の周知（24時間子供SOSダイヤル等）

【いじめ防止の組織体制】

いじめ対策委員会について

- ・メンバー：管理職、主幹教諭、生徒指導主任、学部主事、学年主任、教育支援主任、学級担任、養護教諭、関係教諭などで構成。（必要に応じ外部機関と連携）
- ・活動内容：学校いじめ防止基本方針の作成、見直し

通常時

年間指導計画の作成 校内研修会の企画・立案・調整 調査実施及び結果・報告等の情報の整理、分析
--

事件発生時

いじめが疑われる案件の事実確認、判断 配慮を必要とする児童生徒への支援 県教育委員会への報告及び調整
--

④防止の措置について

【いじめ防止の基本的な考え方】

教師が、子どもが発するサインを見過ごしたり、他の子どもからの訴えを軽く聞き流してしまったり、問題を深刻にさせてしまうことがある。教師には、日頃から子どもたちとの信頼関係をしっかりと築き、カウンセリングマインドを持って子どもたちに接することが求められる。サインに気づいた時点で、報告・連絡・相談をし、学校がチームとして動くことが重要である。子どもたちや保護者の気持ちに十分配慮しながら、早急に多方向から情報を集め、実態把握をしていくことが大切である。

いじめの事実が認められたら、まず、いじめられている子どもを守ることが第一である。いじめられている子どもの気持ちをしっかりと聴き、いじめられたつらさや悔しさを十分に受けとめることを大切にする。その際、対応を急ぐあまりに、肝心の子どもの気持ちが置き去りにされてしまわないに注意することも大切である。そして、いじめられている子が、学級の中で安心して過ごせるように配慮したり登下校の安全に配慮したりし、必要なときには関係機関とも連携し、心理的ケアを十分に行えるようにする。いじめられている子どもをしっかりと守りながら、学校体制としてどういう対応をしていくのか、全教職員で共通理解していく。

いじめている子ども、学級全体に対しては、いじめ行為は、まちがっている、人として許されないことであるというメッセージを真剣に伝え、毅然とした態度で対応していくことが重要です。対応が不適切であると、子どもが大人への不信感を増したり、話さなくなったり、追いつめられたり、いじめがより深刻になったり、潜伏したりする危険性をはらんでいる。学校は、いじめられている子どもを徹底して守る、いじめに対してしっかりと取り組んでいくという強い姿勢を子どもたちや保護者や地域に示していくことが重要である。教師がしっかりと関わることでいじめが解決したという事例がたくさんあり、その実例から学ぶことも大切である。また、いじめている子どもには、その子自身がいろいろなストレスを抱えていることも多いので、いじめ行為に対してはしっかりと指導をした上で、その子自身の課題を解決していくために継続して一緒に考えていくことが大切である。

また、いじめのきっかけはどこにでもある些細なトラブルであり、完全になくすことは不可能である。どこでも、誰にでも起こる可能性があるという認識にたつ必要がある。そのため早期発見、早期解決が重要である。

【いじめ早期発見のための手立て】

いじめられているとき、子どもの心は抑圧され、体や行動などに何らかの症状が現れます。中学生くらいになると内面に閉じこめやすくなるので見えにくくなるが、必ず何らかの変化は起こっているはずである。身近な大人が子どものわずかなサインに気がつき、その背後に何があるのかをていねいに見ていくことがとても重要である。日頃から親と子のふれあい、教師と子どもとのふれあいを大切にしていくことで、見えにくいサインに気づくこともあるので、日頃の関わり方が重要となる。

また、本校の児童生徒は小学校、中学校時代にいじめられた経験がある生徒も多く、そのトラウマを抱えて生活している。そのため、調査に何しても一律ではなく、児童生徒の実態に応じた対応が必要となる。早期発見の手段として、観察、情報収集、アンケート調査、個別面談などが重要となる。

	被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導	友人・知人(観衆・傍観者)への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応 ※懲戒(第25条) ※出席停止(第26条)	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	・学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと ・プライバシーの保護に十分配慮すること	・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛みに配慮すること ・自分の行為が重大な結果に繋がったこと	・いじめられた側の心の痛みに配慮すること ・いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと ・プライバシーの保護
確認すること	・身体の被害状況(負傷している場合、病院での診療状況) ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意志 ・カウンセリングの必要性 ・適応指導教室での対応の必要性	・カウンセリングの必要性	・カウンセリングの必要性
留意すること	・再発や潜在化 ・PTSD、自殺危険度のアセスメント	・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者になること	・観衆、傍観者も被害者になること

早期発見の手立てとしての例

- ・児童生徒との面接
- ・保護者からの連絡
- ・アンケート調査 など
- ・クラスメートや他の教員からの報告
- ・日記や連絡帳

【いじめに対する処置】

カウンセリングマインド：一人一人の子どもの気持ちや考え方を尊重し、理解し大切にしようとする心や姿勢でのぞむ。

- ・何らかのサインに気づいたときには、早急に実態把握を行う。
- ・いじめられている子どもを守る。
- ・「いじめは、絶対に許さない！」という担任や学校の姿勢を伝える
- ・被害者、加害者だけではなく傍観者などの指導も考える。

【いじめの対応～具体的な支援～ 児童生徒への対応】

<いじめられている児童生徒の出すサイン> (早期発見のためのチェック・リスト)

【学校】

- 休み時間や給食の時などに一人でいたり今までと違ったグループに入っていたりする。
- 無口になり、表情がさえない。
- 原因の分からない傷や打撲のあとがある。
- 服、持ち物などが不自然に汚れている。ノート・教科書に落書きがある。

- 忘れ物が多い。（とられたり隠されたりしているが、そのことを言えない）
- はっきりしない理由で欠席、遅刻、早退をする。
- 保健室に出入りしたり、教師に何か言いたそうに職員室のあたりをうろうろしたりすることが多い。
- クラス委員や係、当番などをさせられている。
- 授業中に発言したときなど、周囲がひやかしたり、冷たく反応したりする。
- 罰ゲーム、プロレスごっこを称して、何かをさせられたり技をかけられたりしている。

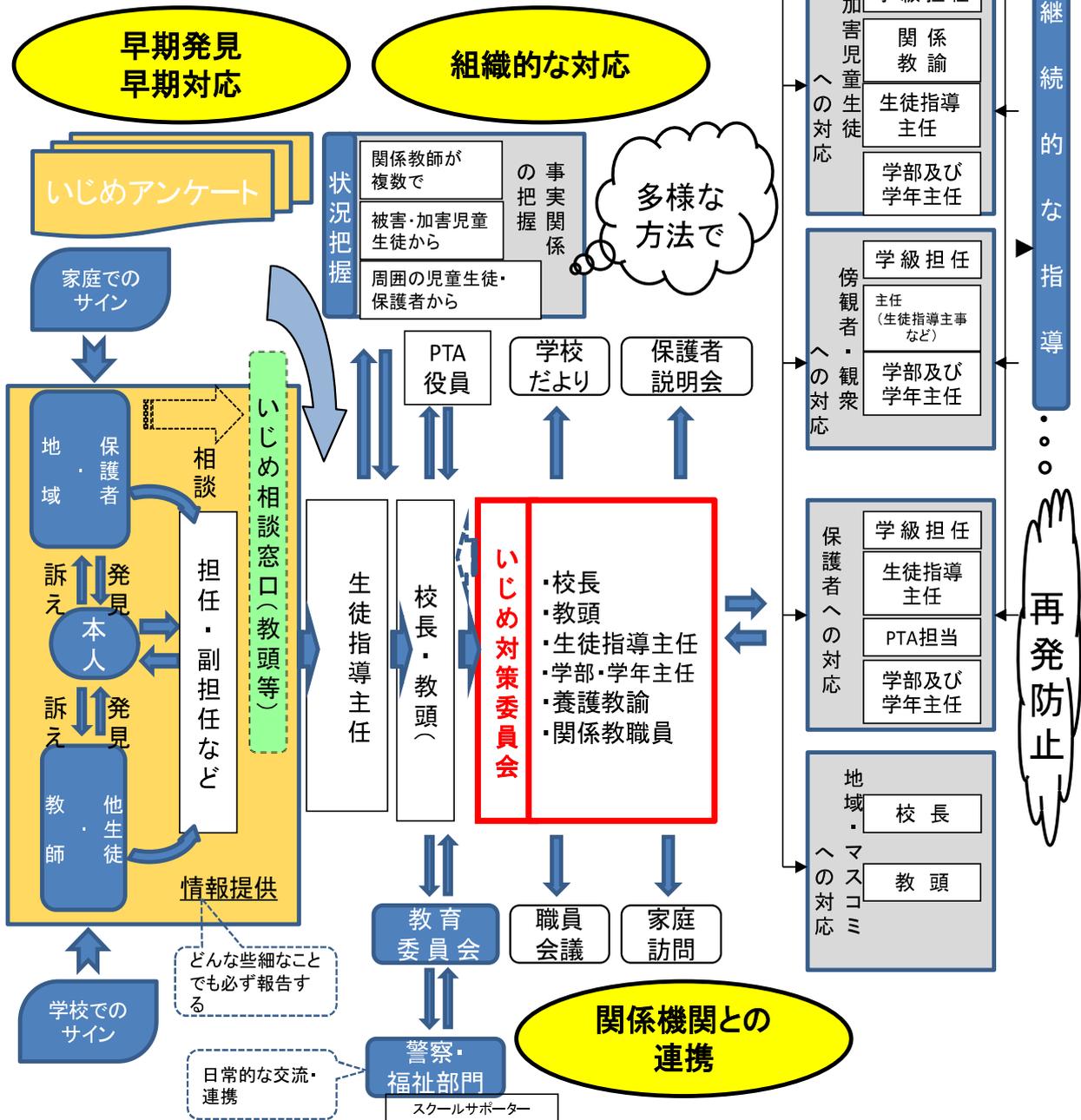
【家庭】

- 頭痛、腹痛等を訴え、学校に行きたがらない。（特に曜日は決まっていない）
 - 元気がなかったり、イライラしたりすることが多く、投げやりな様子がある。
 - チック、睡眠の異常（うなされる、寝付けないなど）こだわり行動が始まる。
 - 原因のわからない傷や打撲のあとがある。
 - 服などが不自然に汚れていたり、破れたりしている。
 - 学校や友達の話の急にしなくなった。
 - 何かに悩んで困っているようなのに、理由を言わない。
 - 小さい子どもや小動物などに対し、攻撃的、暴力的な行動をとる。
 - 持ち物を頻繁になくしてくる。
 - お金を頻繁にねだる。家のお金がなくなる。
- （注）上記のようなサインが見られたからといって、必ずしもいじめがあるとは限らない。

(6) いじめ防止対応組織(「いじめ問題対応マニュアル」から)

いじめ対策の基本

- 1 早期発見・早期対応
 - いじめの小さなサインを見逃さず、しっかりと捉え、察知した問題をケースに応じ迅速かつ適切に指導すること。
- 2 組織的な対応
 - いじめ対策委員会を機能させ、組織的な取組を徹底して進めること。
- 3 関係機関との連携
 - ケースによって、学校だけの指導に固執せず、保護者、教育委員会、警察、児童相談所など関係機関との連携体制のもとで指導・対応にあたること。



⑥重大事態への対応

【重大事態とは】

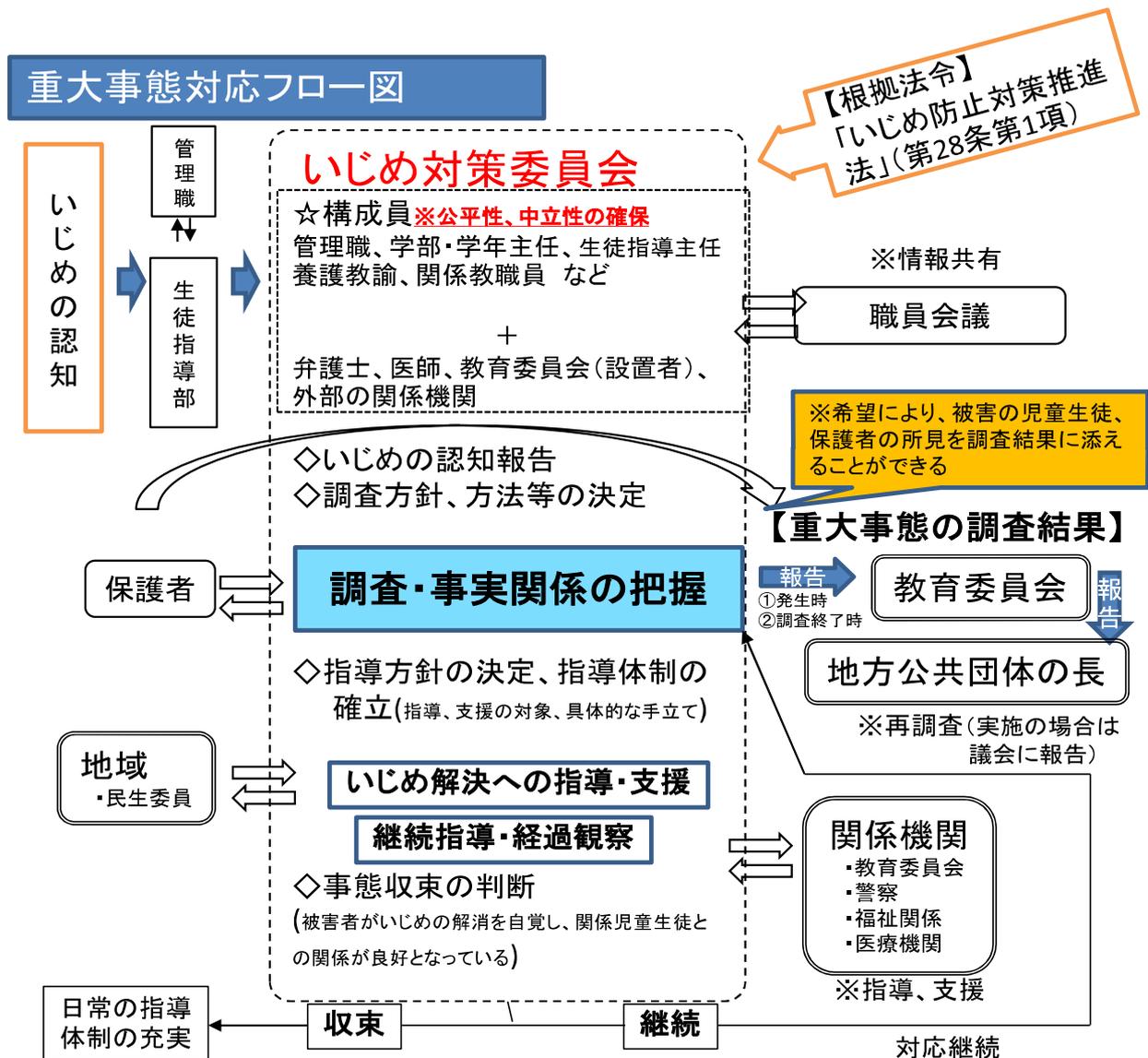
- ・児童生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合

【相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合】

(年間 30 日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合など)

※児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった時。

※その際は学校の設置者（県教委）に報告し、指示を仰ぎながら対応する。また、外部機関と相談しながら対応することも考慮する。



(9) 交通安全・交通事故対応

交通安全については、安全に気を付けながら通行することや道路を横断すること、信号や標識の意味を知って守ることなどが指導内容として挙げられる。交通安全に関する指導は、社会生活をする上で基本的な事項であるが、児童生徒がその指導を正しく身に付け、安全に過ごせるようにしなければならない。直接、生命にかかわることなので、児童生徒の実態を的確に把握し、登下校の場だけでなくその状況に合わせて指導する必要がある。交通標識等の指導は、実際的な場面をとおして行うようにする。また、地区の交通安全協会や警察署等と連携して交通安全教室を開くなどして、交通安全に関する意識を高めていくことが大切である。

①交通安全教育の実施 ～交通事故から身を守る力を高める～

- ・交通ルールと、安全な歩行の仕方
- ・公共交通機関利用時と自転車乗車時のルールとマナー
- ・実践的な交通安全の指導
- ・一人通学：登下校時の安全指導

②交通事故対応

初期対応のポイント

- ・事故現場又は警察・病院へ複数の教職員で急行し、事実確認を行う。
- ・加害・被害に関わらず、負傷者の救助を第一にする。
- ・保護者・担任は、管理職と生徒指導主事へ、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。

発生直後

～現場到着～

- ・現場到着後は、二次被害防止のため、両当事者を安全な場所へ移動させる。

事情により、下記の事項について確認する。

～被害者の場合～

事故現場または警察・病院へ

- ・複数の教職員で、事故の現場等へ直ちに急行する。
- ・通報者から、事故の状況・被害生徒の人的事項・負傷状況等を聴取する。
- ・救急車の出動の有無を確認する。

保護者への連絡

- ・保護者に対し、被害生徒の事故の概要及び負傷状況について連絡する。
(場合によっては、事故現場や搬送先の病院を知らせる。)

～加害者の場合～

事故現場または警察・病院へ

- ・状況により複数の教職員で、事故の現場へ急行する。
- 加害生徒への対応
- ・当該生徒が興奮状態にある場合は、落ち着くように話しかけ、具体的な指示を与える。

加害生徒からの聴取事項

- ・加害生徒自身の怪我の有無
- ・相手方の負傷程度と救急車の要請
- ・110番通報又は所轄署への連絡
(警察や救急車への連絡がなされていない場合は、学校から連絡する。)
- ・保護者に対し事故の概要について連絡する。

③連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事への報告（5W1H、事実のみを正確に）
- ・情報を一元化
- ・教育委員会への報告（管理職）

（事故の大きさや負傷の程度により、校長の判断で必要に応じて）

- ・関係学校への連絡(共犯者や被害者として他校生も関わっている場合)

※管理職・生徒指導主事・生徒指導主事への連絡・報告は問題事象が解決するまで適宜行う。

生徒・保護者への対応

～当該生徒～

被害者の場合

- ・容体や怪我の状況等に応じて対応する。
- ・事故発生時の状況を詳しく聴取する。

加害者の場合

- ・事故発生時の状況を聴取する。
- ・再発防止に向けた安全運転指導を実実施する。

加害生徒の保護者

- ・被害者への謝罪及び対応について話し合う。
- ・心のケアが必要な場合は、教育相談係やスクールカウンセラーを要請する。

～当該生徒の保護者～

被害生徒の保護者

- ・被害生徒が怪我等により、病院へ搬送
- ・入院した場合は、直接赴いて保護者と面会する。
- ・事故の状況等について、家庭訪問や保護者に来校を依頼し、直接説明する。
- ・通学路における事故であれば、今後の改善点等について説明する。
- ・温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。
- ・被害者への対応(謝罪等)について話し合う。
- ・相談機関の紹介を行う。

④HRや全校生徒への指導等

臨時のHR活動、学年集会、全校集会等での指導

- ・関係機関の講師等を招いて、交通安全教室や講演会を実施する。
- ・交通規範の遵守、命の大切さや交通事故の重大性について、安全意識の高揚を図る。

保護者・育友会（PTA）との連携

- ・安全意識について、各学校の方針について保護者及び地域、関係機関等の理解と協力を求める。
- ・交通事故防止のための文書等を作成・配布するなどの啓発を行う。

通学路

- ・通学路における事故の場合、その安全性や危険性について確認し、より安全な通学路を設定するなど改善を図る。

(10) 弾道ミサイル発射時の対応

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もある。全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイルが「日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用」される。また、可能性がないと判断した場合Jアラートは使用されない。

(1) Jアラート受信時（大分県が地域に指定されている場合）

①登校前

- ・自宅待機し、その後の対応については、学校からの指示に従って行動する。

②登下校中

- ・まず落ち着いて避難行動をとり、安全な場所に避難する。
- ・安全を確認した後、学校か自宅（近い方）に向かって移動する。
- ・その後の対応については、学校からの指示に従って行動する。

(2) 日本国内に着弾し被害が出た場合（Jアラートが送信されない場合も含む）

①登校前

- ・自宅等で安全を確保する。学校は 臨時休業 になる。

②登下校中

- ・まず落ち着いて避難行動をとり、安全な場所に避難する。
- ・安全を確認した後、学校か自宅（近い方）に向かって移動する。
- ・学校は臨時休業になるため、登校した場合は安全を確認した後、指示に従って帰宅する。

③授業中等

- ・まず落ち着いて避難行動をとり、校内の安全な場所に避難する。
- ・学校は 臨時休業 になるため、安全を確認した後、指示に従って帰宅する。

(3) 避難行動例

① 屋外にいる場合

- ・頑丈な建物の中や地下などに避難する。（物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。）

②車内にいる場合

- ・燃料に引火する恐れがあるため車外に出て、屋外の場合と同様に避難する。

③屋内にいる場合

- ・できるだけ窓から離れるか、できれば窓のない部屋へ移動する。

④近くにミサイルが着弾した場合

- ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ 気密性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
- ・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・テレビ・ラジオ・インターネット等を通して情報収集に努め、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

(4) 弾道ミサイルが通過又は領土、領海外に落下した場合

Jアラートの避難呼びかけが解除される。また、不審なものには絶対に近寄らず直ちに警察や消防に連絡する。

